

第 5 部 復旧計画・復興体制

第1章 民生安定のための緊急措置【危機管理本部、健康福祉局、財政局、

まちづくり局、こども未来局、経済労働局、区、関係局】

災害時には、多くの市民の負傷、家や家財等の喪失、また、電気、ガスあるいは電話の途絶などにより、かなりの混乱状態に陥ることが考えられる。このため、防災関係機関等と協力し混乱を速やかに治め、人心の安定と社会秩序の回復を図るための緊急措置を講ずる。

なお、市は、必要に応じて庁内システム等も活用し、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の状況に応じ、関係団体と連携して必要な支援を実施する体制を確保する。

また、発災時に被災者への支援を迅速に行うため、平時から被災者支援制度の情報の把握・整理などに努めるとともに、職員研修等を通じて被災者支援に関する職員の制度の理解や事務の習熟を図る。

第1節 相談窓口の開設【関係局、区】

市は、必要に応じて、被災者のための相談窓口を設置し、次の業務を実施する。

- 1 被災者からの苦情又は要望事項を聴取し、各局・関係機関との調整等によりその解決に努める。
- 2 被災者への迅速かつ適切な相談事業を行うため、関係局と緊密な連携を図る。
- 3 相談内容、被害状況等について、防災関係機関との連絡を密にし、相談体制の確立を図る。
- 4 関係局区長は、相談窓口で受けた要望の内容、件数、対応状況等の取りまとめを行う。

第2節 義援金等の配分【健康福祉局地域包括ケア推進室】

被害の発生に伴い、一般市民及び他都県市から被災者あてに寄託された義援金・義援物資（以下「義援金等」という。）の受付、保管、配分及び輸送について、必要な事項を定める。

- 1 義援金等の受付
 - (1) 一般市民及び他都市等から市に寄託された義援金等について、健康福祉局において受け付ける。
 - (2) 義援金等を受領したときは、寄託者に受領書を発行する。
- 2 義援金の保管

義援金については、会計管理者名義の預金口座を設け、一時保管する。
- 3 義援金等の配分及び輸送
 - (1) 寄託された義援金等の配分は、健康福祉局が行う。配分に当たっては、被災状況等を勘案して配分委員会又は協議会を設置し、配分方法等を決定し、被災者に対する円滑な配分を行う。
 - (2) 義援金等の輸送は、健康福祉局が関係局の応援を得て被災地の区長に引渡すものとする。

第3節 弔慰金・見舞金等の支給【健康福祉局地域包括ケア推進室、

こども未来局児童家庭支援・虐待対策室】

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により、死亡、疾病等、人的、物的に被害を受けた市民に対し、その生活援護のため次により、災害弔慰金、災害障害見舞金、災害見舞金、弔慰金及び災害遺児等福祉手当を支給するものとする。

- 1 災害弔慰金【健康福祉局地域包括ケア推進室】
 - (1) 対象災害
 - ア 市内において住居が5世帯以上滅失した災害

- イ 県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害
- ウ 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害
- エ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害（この場合、適用となった都道府県外の市町村の被害も対象となる。）

(2) 支給額

- ア 生計維持者が死亡した場合 500 万円
- イ その他の者が死亡した場合 250 万円

(3) 遺族の範囲

- ア 配偶者
- イ 子
- ウ 父母
- エ 孫
- オ 祖父母
- カ 兄弟姉妹

2 災害障害見舞金【健康福祉局地域包括ケア推進室】

(1) 対象災害

- 1－(1) に同じ

(2) 支給額

- ア 生計維持者 250 万円
- イ その他の者 125 万円

(3) 対象となる障害の程度

- ア 両眼が失明したもの
- イ 咀嚼及び言語の機能を廃したもの
- ウ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- エ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- オ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの
- カ 両上肢の用を全廃したもの
- キ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの
- ク 両下肢の用を全廃したもの
- ケ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの

3 災害見舞金及び弔慰金【健康福祉局地域包括ケア推進室】

(1) 対象

市内において火災その他異常な災害により被災した者及びその遺族

(2) 災害見舞金及び弔慰金の額

- ア 住家の被害 50,000 円以内
- イ 死亡者又は重傷者 100,000 円以内

4 災害遺児等福祉手当【こども未来局児童家庭支援・虐待対策室】

(1) 川崎市災害遺児等福祉手当

- ア 目的

災害により、児童の父母等が死亡し、又は身体に重度の障害を有することとなった当該児童を扶養している保護者に対して福祉手当を支給し、児童の福祉の増進を図ることを目的としている。

イ 対象者

災害遺児及び災害により父、母等が１級又は２級の身体障害者となった児童の保護者。

ウ 事業内容

児童１人につき年額 36,000 円をその保護者に支給する。

(2) 川崎市災害遺児等援護事業

ア 目的

災害遺児等及びその家族の福祉の増進を図ることを目的としている。

イ 対象者

川崎市災害遺児等福祉手当の支給要件に該当する児童。

ウ 事業内容

次のとおり祝金品を贈呈する。

- | | |
|--------------|-----------------|
| ・ 小学校入学児童 | 50,000 円相当の祝金品 |
| ・ 中学校入学児童 | 50,000 円相当の祝金品 |
| ・ 中学校卒業児童 | 100,000 円相当の祝金品 |
| ・ 上記に該当しない児童 | 10,000 円相当の祝金品 |

(資料編 川崎市災害弔慰金の支給等に関する条例・施行規則)

(資料編 川崎市災害見舞金及び弔慰金の贈呈に関する条例・施行規則)

(資料編 川崎市災害遺児等援護事業実施要綱)

(資料編 川崎市災害遺児等福祉手当支給条例・施行規則)

第４節 資金の貸付【健康福祉局地域包括ケア推進室、神奈川県社会福祉協議会、

まちづくり局住宅整備推進課、経済労働局金融課、経済労働局都市農業振興センター】

災害により、被災した市民の生活の立て直しを援護し、市民の自力復興を促進し、市民生活の早期安定を図るため、市が直接又は間接に関与して行う援護のための主な貸付、融資について必要な事項を定めるものとする。

１ 災害援護資金【健康福祉局地域包括ケア推進室】

(1) 対象災害

神奈川県内で災害救助法が適用された市町村（指定都市においては、当該区の区域内を含む。）が１以上ある災害。

(2) 対象者

上記(1)による災害により被害を受けた世帯の世帯主であり、その世帯の所得額が「災害弔慰金の支給等に関する法律」第 10 条第 1 項に該当し、かつ、その被害程度が次に該当するものであること。

ア 療養に要する期間がおおむね 1 月以上である世帯主の負傷

イ 家財の被害であって、被害金額が当該家財の価額のおおむね 3 分の 1 以上である損害

ウ 住居の半壊、全壊、若しくは住居全体の滅失又は流失

(3) 貸付限度額

災害援護資金の貸付限度額は、次の表の左欄に掲げる災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

災害援護資金貸付表

① 世帯主の 1 か月以上の負傷	150 万円	250 万円	270 万円 (350)	350 万円
② 家財の 1 / 3 以上の損害	150 万円			
③ 住居の半壊	170 万円 (250)			
④ 住居の全壊	250 万円 (350)			
⑤ 住居の全体が滅失もしくは流失	350 万円			

※ 被災した住居を建て直す際に、その住居の残存部分を取り壊さざるをえない場合等特別の事情がある場合は（ ）内の額

(4) 貸付条件

貸付に関する諸条件は次のとおりである。

所得制限	(世帯人員)	(市町村民税における総所得金額)
	1 人	220 万円
	2 人	430 万円
	3 人	620 万円
	4 人	730 万円
	5 人以上	1 人増すごとに 730 万円に 30 万円を加えた額
	ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270 万円	
利 率	無利子	
据 置 期 間	3 年 (特別の事情のある場合は5年)	
償 還 期 限	10 年 (据置期間を含む)	
償 還 方 法	年賦、半年賦又は月賦	

2 生活福祉資金【神奈川県社会福祉協議会】

災害時において、被害を受けた低所得世帯等に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り安定した生活を送れるようにするため、「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、神奈川県社会福祉協議会が資金の貸付けを行う。

(1) 貸付対象経費等

災害を受けたことにより臨時に必要な経費（原則として官公署の発行する被災証明書が必要、被災より6か月以内の申込）

災害慰問金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は原則として

貸付対象とならない。

(2) 資金の種類

福祉資金

(3) 貸付限度等

- ア 貸付限度 1,500,000 円
イ 据置期間 6 月
ウ 償還期限 7 年
エ 貸付利子 連帯保証人がある場合は無利子、連帯保証人がない場合は年 1.5%
ただし、据置期間中は無利子

(4) 相談、受付

各区社会福祉協議会

3 災害復興住宅融資【まちづくり局住宅整備推進課】

災害により住宅に被害を受けた者に対し、住宅の建設補修及び宅地の整備等を行い、居住の安定を図るため、住宅相談窓口を設置し、住宅金融支援機構法、同施行令及び「災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定書」に基づき、住宅金融支援機構が住宅相談窓口を開設し、市民の住宅復興に資する情報を提供するとともに、資金の融資を行う。

(1) 融資対象者及び融資限度額

- ア 災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、住宅が「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」の交付を受けた者
ア) 建設資金

土地を取得する場合（※）	土地を取得しない場合
5,500 万円	4,500 万円

※土地を取得する場合とは、り災日後に申込本人が有償で土地の所有権又は借地権を取得する場合をいう。

(イ) 購入資金

5,500 万円

- イ 災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、住宅に被害が生じた旨の「罹災証明書」の交付を受けた者
補修資金 2,500 万円

(2) 融資条件

- ア 金利 (独) 住宅金融支援機構が定める金利が適用される。
イ 返済期間 最長 35 年以内
ウ 返済方法 元利均等毎月払い又は元金均等毎月払い ※賞与併用払いあり。
※このほか、融資対象となる住宅は、住宅金融支援機構が定める基準を満たす必要がある。

4 災害対策資金【経済労働局金融課】

火災、風水害等の被害を受けた市内中小企業者等に対し、経営安定化を図るための事業資金を融資する。

(1) 災害対策資金

ア 融資対象者

- (ア) 火災、風水害等の被害を受け、罹災証明を受けた中小企業者等
- (イ) 中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の認定を受けた中小企業者等

イ 融資条件

- (ア) 融資限度額 8,000 万円
- (イ) 金利 年 1.9%以内
- (ウ) 返済期間 運転資金・設備資金 10 年以内（据置期間 1 年以内を含む）
- (エ) 返済方法 割賦返済
- (オ) 信用保証 川崎市信用保証協会の信用保証が必要（保証料は、市が概ね半額補助）

(2) 激甚災害対策資金

ア 融資対象者

国が指定した激甚災害の被害を受けている中小企業者等

イ 融資条件

- (ア) 融資限度額 2 億 8,000 万円
- (イ) 金利 年 1.9%以内
- (ウ) 返済期間 運転資金・設備資金 10 年以内（据置期間 1 年以内を含む）
- (エ) 返済方法 割賦返済
- (オ) 信用保証 川崎市信用保証協会の信用保証が必要（保証料は、市が半額補助）

5 天災資金融資【経済労働局都市農業振興センター】

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の発動に基づき、天災によって損失を受けた農林漁業者及び農林漁業者の組織する団体に対し、農林漁業の生産力の回復と経営の安定を図るもの。

県または市が金融機関（農協、銀行等）に対して、利子補給等を行う。

(1) 融資対象者

農業者の場合、減収量 30%以上、かつ、損失額 10%以上の被害を受けた者で、市長の認定を受けた者

(2) 実施内容

資金の借入を希望する被害農林漁業者等は、市長の被害認定書を借入申込書に添えて金融機関に申し込みを行う。

第5節 市税等・保険料等の減免措置等【財政局税制課、健康福祉局医療保険課、国民年金・福祉医療課、介護保険課】

災害により、被災した市民に対する市税等・保険料等の減免措置等について次のとおり実施する。

なお、減免の手続きについては、市税等の減免については市税事務所、その他保険料等の減免については区役所に備え付けの減免申請書に、その理由及び被害状況を記し、それを証する書類を添付し申請する。

1 市税等【財政局税制課】

被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対し、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）、市税条例

(昭和 25 年川崎市条例第 26 号) 又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律 (平成 31 年法律第 3 号) の定めるところにより、期限の延長、徴収の猶予及び減免等の措置を被災の実態に応じて適宜実施するものとする。

(1) 期限の延長

被災により市税等についての納付、申告等が期限までにできないと市長が認めるときは、次により期限を延長する。

ア 災害が広域にわたる場合、市長が職権により適用の地域、期限の延長日等を指定する。

イ 被災納税義務者等による申請があったときは、市長が期限を延長する。

(2) 徴収猶予

被災により、納税義務者等が市税等を一時に納付又は納入することができないと認めるときは、申請に基づき徴収を猶予する。

(3) 減免

被災した納税義務者に対し、市税条例第 34 条及び第 49 条並びに森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第 11 条の規定に基づき、次表のとおり市民税（県民税を含む。）及び固定資産税並びに森林環境税を減免する。

区分	減免する範囲			減免額
個人の 市民税 (県民税 を含む)	災害により納税者が死亡した場合 ただし、当該納税者の当該災害が発生した日の属する年の前年の合計 所得金額が 10,000,000 円を超える場合を除く。			全額
	災害により納税者が障害者となった場合 ただし、当該納税者の当該災害が発生した日の属する年の前年の合計 所得金額が 10,000,000 円を超える場合を除く。			10 分の 9
	災害により納税 者の所有する住 宅（その方の居 住に係るものに 限る。）又は家財 に損害を受けた 場合	損害の程度 が 10 分の 5 以上のと き。	当該災害が発生した日の属する年の前 年の合計所得金額が 5,000,000 円以下 であるとき。	全額
			当該災害が発生した日の属する年の前 年の合計所得金額が 5,000,000 円を超 え 7,500,000 円以下であるとき。	2 分の 1
			当該災害が発生した日の属する年の前 年の合計所得金額が 7,500,000 円を超 え 10,000,000 円以下であるとき。	4 分の 1
		損害の程度 が 10 分の 3 以上 10 分の 5 未満 のとき。	当該災害が発生した日の属する年の前 年の合計所得金額が 5,000,000 円以下 であるとき。	2 分の 1
			当該災害が発生した日の属する年の前 年の合計所得金額が 5,000,000 円を超 え 7,500,000 円以下であるとき。	4 分の 1
			当該災害が発生した日の属する年の前 年の合計所得金額が 7,500,000 円を超 え 10,000,000 円以下であるとき。	8 分の 1
固定資産税	土 地	災害による 地形の変形 程度	10 分の 7 以上	全額
			10 分の 5 以上	10 分の 7
			10 分の 3 以上	10 分の 5
			10 分の 2 以上	10 分の 3
都市計画税	家 屋 償却資産	災害による 被害の程度	10 分の 7 以上	全額
			10 分の 5 以上	10 分の 7
			10 分の 3 以上	10 分の 5
			10 分の 2 以上	10 分の 3
			10 分の 1 以上	10 分の 1

※減免の事由に該当することとなった日の属する年度（当該年度の 1 月 1 日以後にその事由に該当することとなった場合は、当該年度及び翌年度）においてその事由に該当することとなった日以後に納期の末日の到来する税額を減免する。

区分	減免する範囲			減免額
森林環境税	災害により納税者が死亡した場合			全額
	災害により納税者が障害者となった場合			
	災害により納税者の所有する住宅又は家財に損害を受けた場合	損害の程度が 10 分の 3 以上のとき。	当該災害が発生した日の属する年の前年の合計所得金額が 5,000,000 円以下であるとき。	
		損害の程度が 10 分の 5 以上のとき。	当該災害が発生した日の属する年の前年の合計所得金額が 5,000,000 円を超え 7,500,000 円以下であるとき。	

※減免の事由に該当することとなった日の属する年度（当該年度の 1 月 1 日以後にその事由に該当することとなった場合は、当該年度及び翌年度）においてその事由に該当することとなった日以後に納期の末日の到来する税額を減免する。

2 市国民健康保険【健康福祉局医療保険課】

(1) 保険料免除

災害により納付義務者又はその世帯に属する世帯員の居住に係る家屋又は事務所が滅失し、又は著しい損傷を受けた世帯に対し、川崎市国民健康保険料減免取扱要綱の定めるところにより、保険料を免除する。

その被害程度に応じて、次表に掲げる期間の期割保険料額を全額免除する。

家屋等の被害程度	滅失又は 7 割以上の被害	5 割以上 7 割未満の被害	3 割以上 5 割未満の被害
免 除 期 間	12 か月以内	9 か月以内	6 か月以内

(2) 一部負担金減免

災害により世帯主が死亡し、障害者となり、又は資産に重大な被害を受けたことにより、生活が困窮し、一部負担金の支払いが困難な世帯に対し、川崎市国民健康保険一部負担金減免等取扱要綱の定めるところにより、一部負担金を減額又は免除する。

次表に掲げる収入の基準に基づき減額又は免除する。

収 入 の 基 準	
免除	当該世帯の生活 保護法の規定による収入認定額が、生活保護法に規定する基準生活費の 115% 以下のとき

減額	当該世帯の生活保護法の規定による収入認定額が、基準生活費の115%を超え、130%以下のとき
----	--

3 後期高齢者医療保険【健康福祉局医療保険課】

広域連合長は、神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例等の定めるところにより、被保険者等の申請に基づき、次の各号に定める措置を実施することができる。

(1) 保険料徴収猶予

被保険者又はその属する世帯の世帯主が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたときなど、保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合において、その納付することができないと認められる金額を限度として、6か月以内の期間を限って、その徴収を猶予すること。

(2) 保険料減免

被保険者又はその属する世帯の世帯主が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、現住する住宅について著しい損害を受けたときなど、保険料を支払うことが困難であると認められる者に対し、保険料を減免すること。

(3) 一部負担金減免

震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたときなど、一部負担金を支払うことが困難であると認められる者に対し、一部負担金を減免すること。

4 市介護保険【健康福祉局介護保険課】

(1) 保険料

第1号被保険者又はその世帯の生計を主として維持する者が、災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたとき、納付義務者に対し、介護保険法又は市介護保険条例の定めるところにより、申請に基づき第1号被保険者保険料の徴収の猶予又は減免の措置を被災の実態に応じて適宜実施する。

ア 徴収猶予

納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合、納付することができないと認められる金額を限度として、6か月以内の期限を限って徴収を猶予する。

イ 減免

納付すべき保険料の全部又は一部を納付することができないと認める場合、保険料を減免する。

(2) 利用料

利用者又はその世帯の生計を主として維持する者が、被災により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたとき、介護保険法の定めるところにより、申請に基づき利用料の免除の措置を被災の実態に応じて適宜実施する。

5 国民年金保険料【健康福祉局国民年金・福祉医療課】

災害により、被保険者、世帯主、配偶者又は被保険者、世帯主若しくは配偶者の属する世帯の他の世帯員の所有に係る住宅、家財その他の財産につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充

された金額を除く。)が、その価格のおおむね2分の1以上である損害を受けたときは、申請に基づき、納付すべき保険料を免除する。(日本年金機構の審査により決定)

第6節 罹災証明書の交付【財政局、区、消防署】

国、県及び市において、租税、保険料等の減免及び徴収猶予や住宅新築・補修に要する資金の貸付等の各種公的融資などを実施する場合に、当該災害によって被災したという証明が必要となるので被災世帯に対して、罹災証明書を交付する。また、罹災証明書の交付にあたっては、各種の支援措置を早期に実施するため、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、平常時から職員の育成、他の地方公共団体等との連携体制の確保や応援の受入れ体制の構築等に努め、発災時に担当部局が緊密に連携し、遅延なく建物被害認定調査等を実施し、罹災証明書の交付を行うこととする。

1 発行手続

罹災証明書の交付申請が被害者からあった場合、建物被害認定調査や被災に係わる調書(確認できないものについては申請者の立証資料)等に基づき発行する。

2 建物被害認定調査

被災が建物被害に及ぶ場合には、担当部局が連携して建物被害認定調査を実施する。

3 証明書発行者

罹災証明書は原則、区長が交付し、火災に関する被災については、消防署長が発行する。

4 証明の範囲

災害対策基本法第2条第1号に規定する被害の範囲で、次の事項について証明する。

(1) 住家、住家以外の建造の被害

ア 全壊・全焼

イ 大規模半壊

ウ 中規模半壊

エ 半壊・半焼

オ 床上浸水

カ 床下浸水

キ 準半壊

ク 準半壊に至らない(一部損壊)

(2) 住家等に付帯する工作物、動産、その他

5 標準処理期間

申請に対する応答は、申請があった日から概ね14日以内に行うものとする。ただし、市内で大規模な災害が発生した場合はこの限りでないが、できる限り速やかな罹災証明書の交付に努めるものとする。

第7節 被災者生活再建支援金の支給【健康福祉局危機管理担当】

被災者生活再建支援法は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興を支援することを目的としたものである。

1 対象となる自然災害(暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火等の異常な自然現象に

より生ずる被害)

- (1) 市内で災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のいわゆるみなし規定により該当するものを含む。）が発生した自然災害
- (2) 市内で10世帯以上の住宅全壊被害が発生した自然災害
- (3) 神奈川県内で100世帯以上の住宅全壊被害が発生した自然災害

2 対象世帯

1の自然災害により

- (1) 住宅が全壊した世帯
- (2) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- (5) 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

3 支援金

支援金は、次の2つの支援金の合計額となる。

（※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3／4の額）

- (1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全 壊	解 体	長期避難	大規模半壊	中規模半壊
支給額	100 万円	100 万円	100 万円	50 万円	—

- (2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

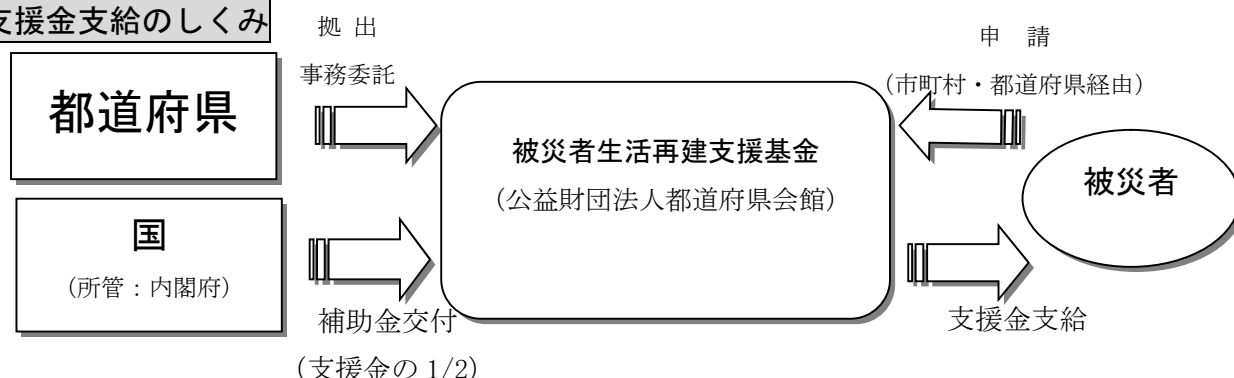
住宅の再建方法	建設・購入	補 修	賃 借（公営住宅以外）
支給額 （中規模半壊以外）	200 万円	100 万円	50 万円
支給額 （中規模半壊）	100 万円	50 万円	25 万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

4 支援金の支給申請

	申請期間	申請書類
基礎支援金	災害発生日から13か月以内	罹災証明書、住民票等
加算支援金	災害発生日から37か月以内	契約書（住宅購入、賃借等）等

支援金支給のしくみ



第2章 公共施設の災害復旧

被災した公共施設の災害復旧は、被災施設の原形復旧とあわせ、再度の災害発生を防止するため、応急復旧終了後被害の程度を十分検討して、必要な施設の新設又は改良等を行う。

実施にあたっては、被害の状況に応じ重要度と緊急度の高い施設から復旧工事を優先して行うものとする。

第1節 事業実施に伴う国の財政援助等

災害復旧事業に伴う財政の援助及び助成は、法律等により国がその全部若しくは一部を負担し、又は補助する災害復旧事業費に関する知事の報告、その他地方公共団体が提出する資料及び実地調査の結果等に基づき、主務大臣が決定し、適正かつ速やかに行うこととなっている。

法律等により負担又は補助する災害復旧事業は、次のとおりである。

主な災害復旧事業

事項・内容	根拠法律等	関係省庁
(1) 公共土木施設災害復旧事業 河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、 地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、 道路、港湾、漁港、下水道、公園	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	国土交通省 農林水産省
(2) 農林水産業施設等災害復旧事業 農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設、共同利用施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農林水産省
(3) 文教施設等災害復旧事業 ○ 公立学校施設災害復旧事業 ○ その他（国立学校、文化財）	公立学校施設災害復旧費国庫負担法	文部科学省
(4) 厚生施設等災害復旧事業 ○ 社会福祉施設等災害復旧事業 生活保護施設、児童福祉施設、老人福祉施設、障害者支援施設等 ○ 環境衛生施設等災害復旧事業 ○ 医療施設災害復旧事業 ○ その他（水道施設、感染症指定医療機関）	生活保護法 児童福祉法 老人福祉法 障害者自立支援法	厚生労働省
(5) その他の施設に係る災害復旧事業 ○ 都市施設災害復旧事業 （街路、都市排水施設等） ○ 公営住宅災害復旧事業 ○ 空港災害復旧事業 ○ 鉄道災害復旧事業	公営住宅法 空港整備法 鉄道軌道整備法	国土交通省

第2節 激甚災害の指定

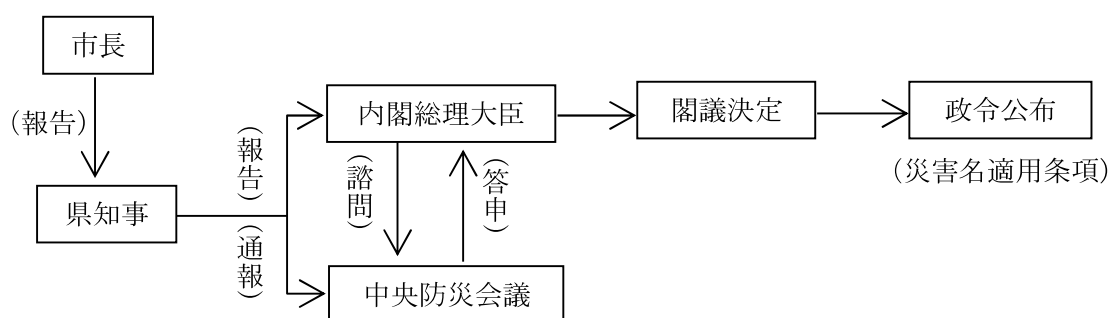
著しく激甚である災害が発生した場合における地方公共団体の経費の負担の適正化と被災者の災害復興の意欲を高めることを目的として、昭和37年に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律150号、以下「激甚法」という。）」が制定された。この法律は、激甚災害として指定された災害を対象に、国の地方公共団体に対する特別の財政援助と、被災者に対する特別の財政措置を内容としている。

市域に大規模な被害が発生した場合、激甚法による援助、助成等を受けて適切な復旧計画を実施する必要があり、激甚法指定の手続きについて定めるものとする。

1 激甚災害の指定の手続き

大規模な災害が発生した場合、地方公共団体の長の報告を受けた内閣総理大臣が、中央防災会議に諮問する。

中央防災会議では、激甚災害であるか否かの判断及び発動すべき特別措置の範囲を激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて審議決定し、これらを政令で指定する。



2 調査報告

市長は、大規模な災害が発生した場合、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を十分考慮し、災害状況等を県知事に報告するものとする。

3 特別財政援助の交付に係る手続き

激甚災害の指定を受けたときは、適用対象事業を所管する局長は、特別財政援助額の交付に関わる調書等をすみやかに作成し、県の関係部局に提出するものとする。

第3節 激甚法に定める財政援助等

激甚法により財政援助等を受ける事業は、次のとおりである。

1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	(1) 公共土木施設災害復旧事業 (2) 公共土木施設災害関連事業 (3) 公立学校施設災害復旧事業 (4) 公営住宅又は共同施設事業 (5) 生活保護施設災害復旧事業 (6) 児童福祉施設災害復旧事業 (7) 養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム災害復旧事業 (8) 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業 (9) 障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス施設災害復旧事業 (10) 婦人保護施設災害復旧事業 (11) 感染症指定医療機関災害復旧事業 (12) 感染症予防事業 (13) 堆積土砂排除事業 (公共的施設区域内・公共的施設区域外) (14) 湛水排除事業	法第3条関係 法第3条関係 法第3条関係 法第3条関係 法第3条関係 法第3条関係 法第3条関係 法第3条関係 法第3条関係 法第3条関係 法第3条、第19条関係 法第3条、第19条関係 法第3条、第9条関係 法第3条、第10条関係
2 農林水産業に関する特別の助成	(1) 農地等の災害復旧事業 (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業 (3) 開拓者等の施設の災害復旧事業 (4) 天災による被害農林漁業者等に対する貸金の融資に関する暫定措置の特例 (5) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業 (6) 土地改良区等の行う湛水排除事業 (7) 共同利用小型漁船の建造 (8) 森林災害復旧事業	法第5条関係 法第5条、第6条関係 法第7条関係 法第8条関係 法第9条関係 法第10条関係 法第11条関係 法第11条の2関係
3 中小企業に関する特別の助成	(1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 (2) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例 (3) 事業共同組合等の施設の災害復旧事業	法第12条関係 法第13条関係 法第14条関係

4 その他の特別の財政援助及び助成	(1) 公立社会教育施設災害復旧事業 (2) 私立学校施設災害復旧事業 (3) 市町村が施行する感染症予防事業 (4) 母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例 (5) 水防資材費の補助の特例 (6) 罹災者公営住宅建設等事業 (7) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入 (8) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	法第 16 条関係 法第 17 条関係 法第 19 条関係 法第 20 条関係 法第 21 条関係 法第 22 条関係 法第 24 条関係 法第 25 条関係
--------------------------	--	---

第3章 復興体制【総務企画局、危機管理本部、まちづくり局、関係局】

市長は、市が震災により重大な被害を受けた場合において、まちの復興並びに市民生活の再建及び安定に関する事業（以下「復興事業」という。）を速やかに、かつ、計画的に実施するため、市長を本部長とする川崎市震災復興本部（以下「復興本部」という。）を被災状況により設置し、復興方針、復興計画等を策定することにより復興事業を推進する。

第1節 復興本部

復興本部の本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長をもって充てる。また、本部員は、本部長が本市職員のうちから指名する者をもって充てる。

復興本部は、応急対策の実施状況を見計らって、おおむね発災後1週間後程度の時期を目途に設置する。

第2節 被害状況の把握とまちづくりの検討

復興本部は市災害対策本部と共同して、被害状況の早期把握に努めるとともに、復興事業の導入やまちづくりを導入すべき地域の検討を行う。

第3節 復興方針

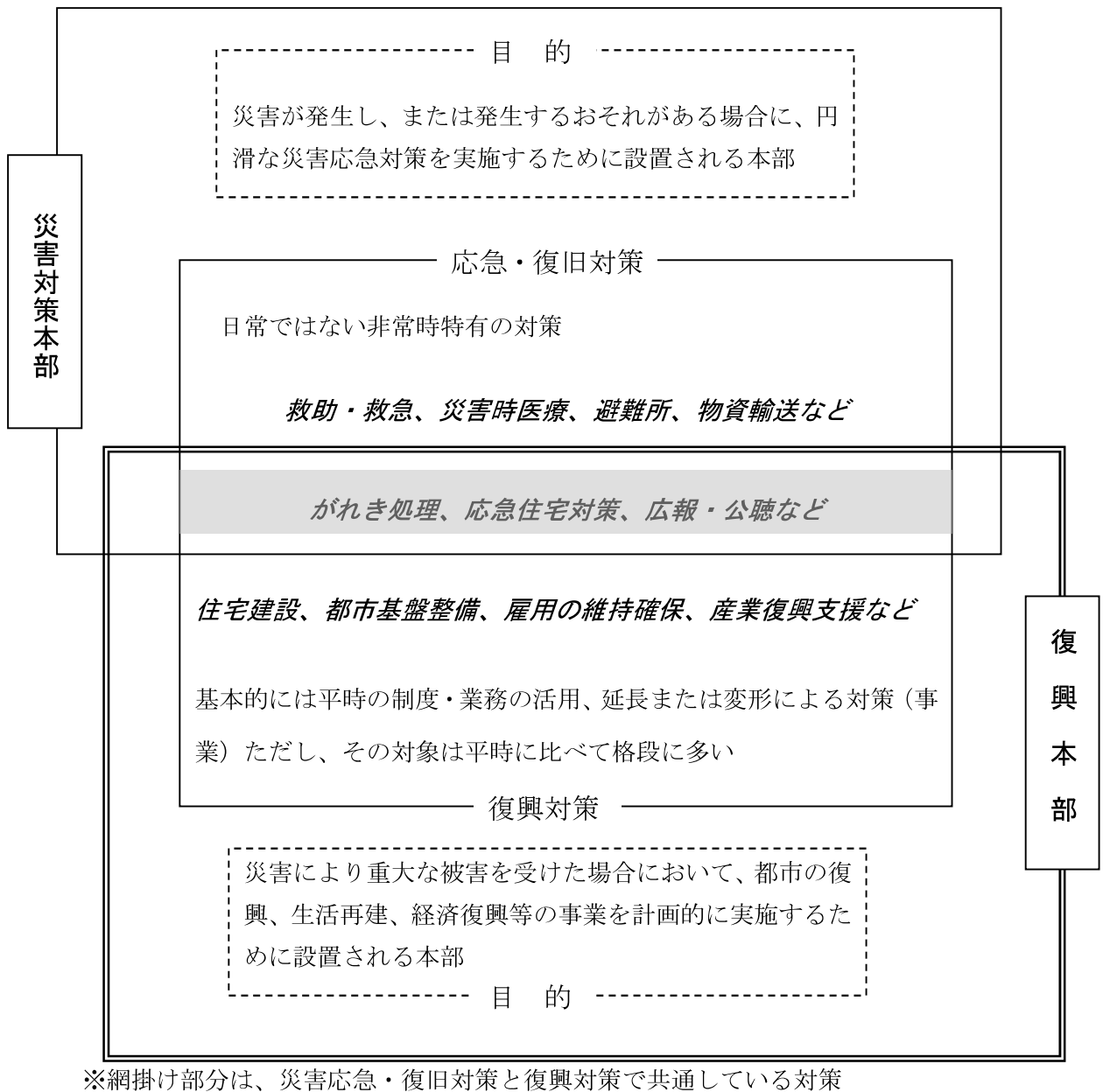
復興本部は、できるだけ速やかに、災害に強く、地域特性を活かした復興後の都市のあるべき姿や、まちづくりの方向性等を示した「復興基本計画」策定に当たっての考え方を明らかにした「復興基本方針」を定め、これを公表し、復興計画の実施について、生活者の視点に立った多様な主体の意見を踏まえて市民等の合意形成に努め、市民・企業・行政の協働による復興体制を構築する。

第4節 復興計画

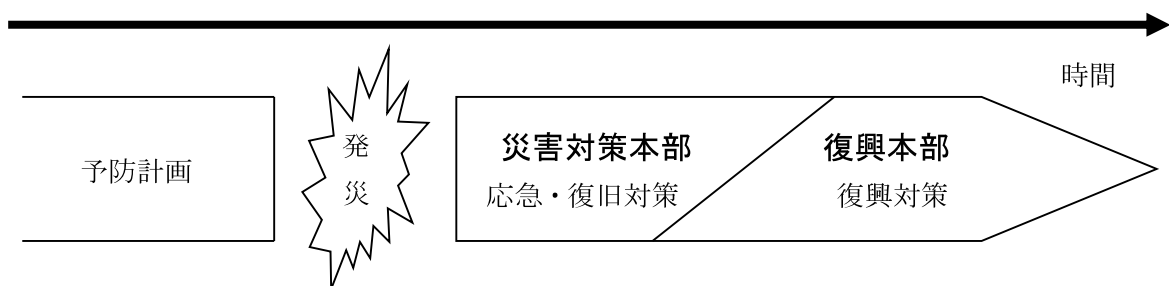
「復興基本方針」の策定後、6か月以内を目途に「復興基本計画」を策定するものとし、市民生活の早期の復興を図る。

「復興基本計画」には、都市復興計画、生活復興計画、産業復興計画、及びそれらの事業手法、財源、推進体制に関する事項を定める。また、市民及び事業者の意見を聴くとともに、その意見を調整し、計画に反映されるよう必要な措置を講じるとともに、策定後は市民に広く公開し、情報共有を図りながら推進する。

【災害対策本部と復興本部の目的と対策の比較】



【災害対策本部と復興本部の業務比重イメージ】



第 6 部 南海トラフ地震に係る対応

第1章 基本方針【危機管理本部】

第1節 主旨

南海トラフ地震とは、南海トラフ及びその周辺の地域における地殻の境界を震源とする大規模な地震で、東海地震を包括する地震をいう。

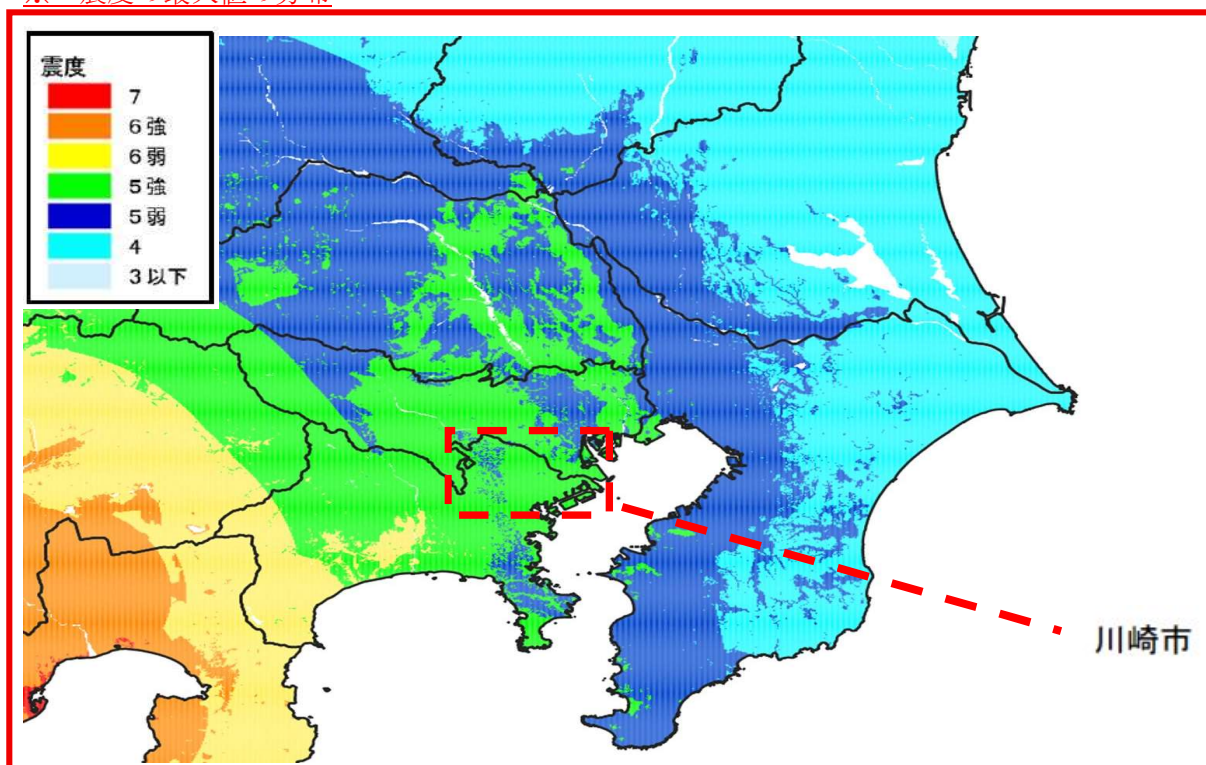
市域は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第3条の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域ではないが、南海トラフ地震臨時情報の発表に伴う混乱を未然に防止し、かつ地震発生に伴う被害を最小限に止めるため、市の南海トラフ地震に係る対応を定める。南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、既にマグニチュード8級の地震が発生し、本市でも被害が出ている可能性がある中で、引き続き後発地震への警戒を続ける必要がある。一方、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合は、後発地震としてマグニチュード8級の地震が起きる確率は低いものの、発生すれば本市に甚大な被害が及ぶため、必要な対応を怠らないことが重要である。

第2節 南海トラフ地震の震度等

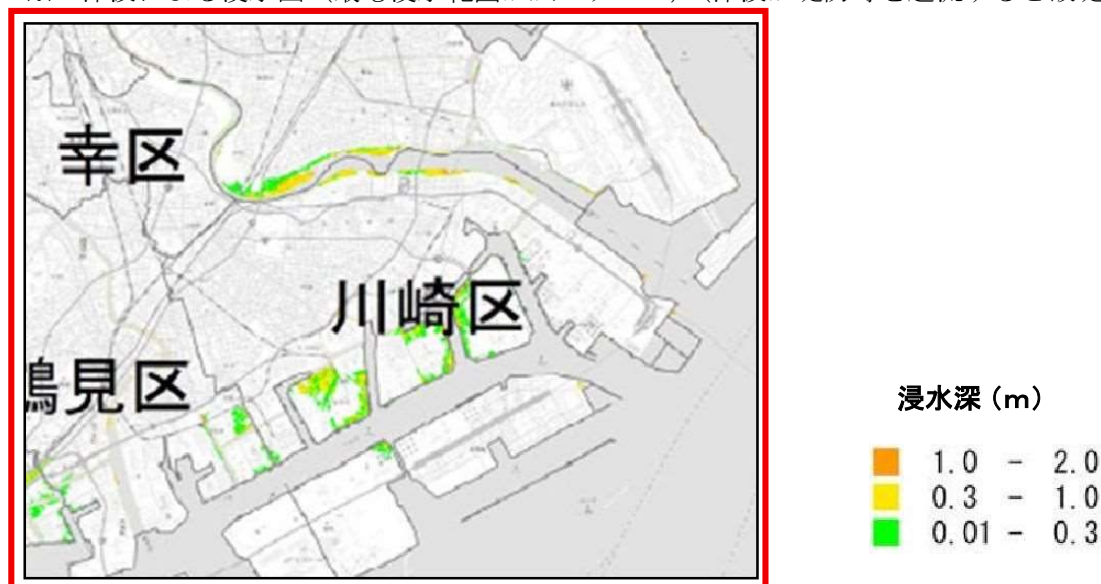
国が実施した南海トラフ地震に関する被害想定（令和7年3月発表）によると、本市における最大震度は5強とされている。また、川崎区においては、津波が最短 79分 で到達すると見込まれている。なお、本市においては、内閣府による「南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン」に定める「事前避難対象地域」（津波浸水想定区域から、地震発生時に津波からの避難が可能な範囲を除いた地域）は設定していない。

また、長周期地震動（周期の長いゆっくりとした大きな揺れ）の発生により、高層ビル等は大きな揺れが発生する可能性がある。

※ 震度の最大値の分布



※ 津波による浸水図（最も浸水範囲が広いケース）（津波が堤防等を越流すると破堤すると仮定）



第3節 対応の方針

ここでは、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された時から地震発生までの間における対応を規定する。

なお、地震発生後の対応については、第4部応急対策計画によるものとする。

第4節 業務の大綱

1 市の処理すべき事務又は業務の大綱

南海トラフ地震臨時情報の発表によって危惧される社会的混乱等を未然に防止し、かつ地震発生に伴う被害を最小限に止めるために、市はその事前にとるべき対応に関し、関係機関と相互協力して、おおむね次の業務を処理する。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報等の収集・伝達・広報
- (2) 南海トラフ地震臨時情報等の発表に伴う活動体制の確立・運営等
- (3) 児童・生徒等の安全確保
- (4) 食料、飲料水等の調達準備
- (5) 医療救護・福祉体制の準備
- (6) 緊急輸送
- (7) 市が管理又は運営する施設の事前対応
- (8) 消防対策
- (9) 地震防災上、必要な啓発に関する計画
- (10) 地域防災体制の整備・推進
- (11) 地震防災応急計画の基本となるべき事項

2 公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱

市域の公共的団体及びその他防災上重要な施設等の管理者は、第6部に定める防災業務を勘案し、それぞれの公共的な業務に応じ、協力するものとする。

第2章 南海トラフ地震に関連する情報【横浜地方気象台、危機管理本部】

第1節 南海トラフ地震に関連する情報【横浜地方気象台】

南海トラフ周辺地域の地震・地殻変動などの各種観測データを遠隔測定することにより、気象庁は24時間体制で南海トラフ地震の前兆現象の監視を行っており、異常現象を検知した場合は、次の南海トラフ地震に関連する情報を発表する。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある

※ 南海トラフ地震臨時情報に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

南海トラフ地震臨時情報は、情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表される。

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分後	調査中	下記のいずれかにより、臨時に南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会を開催する場合 ・監視領域内^{※1}でマグニチュード6.8以上^{※2}の地震^{※3}が発生 ・1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最短で2時間後	巨大地震警戒	・想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^{※4} 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	・監視領域内^{※1}において、モーメントマグニチュード^{※4}7.0以上の地震^{※3}が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ・想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	・巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

- ※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲
- ※2 モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで M6.8 以上の地震から調査を開始する。
- ※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。
- ※4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

第2節 南海トラフ沿いで観測され得る異常な現象

南海トラフ沿いで観測され得る大規模地震については、確度の高い地震の予測は困難であるものの、南海トラフ沿いで観測され得る異常な現象のうち、観測される可能性が高く、かつ大規模地震につながる可能性があるとして、防災対応の検討が必要となる3つのケースが想定されている。

1 半割れ（大規模地震）／被害甚大ケース（以下「半割れケース」という。）の概要

南海トラフ地震の想定震源域内の領域で大規模地震が発生し、残りの領域で大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価された場合をいう。

また、南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界においてモーメントマグニチュード（以下「Mw」という。）8以上の地震が発生した場合、大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価される。

2 一部割れ（前震可能性地震）／被害限定ケース（以下「一部割れケース」という。）の概要

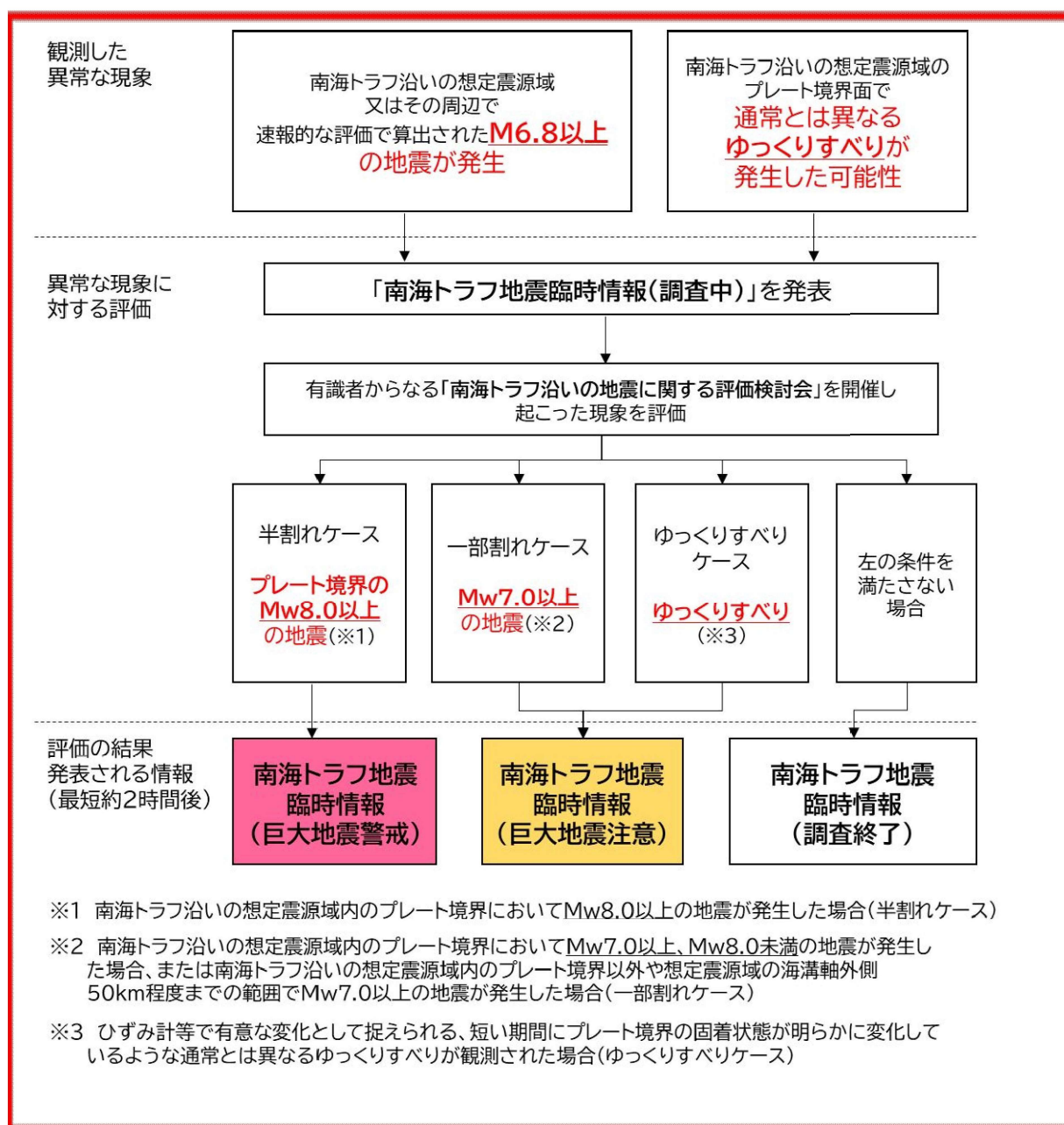
南海トラフ沿いで、大規模地震に比べて一回り小さい、Mw 7クラスの地震が発生した場合をいう。

また、南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界においてMw 7以上、Mw 8未満の地震が発生した場合、大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価される。なお、想定震源域のプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で発生したMw 7以上の地震についても、「一部割れケース」として取り扱われる。

3 ゆっくりすべり／被害なしケース（以下「ゆっくりすべりケース」という。）の概要

短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合をいう。

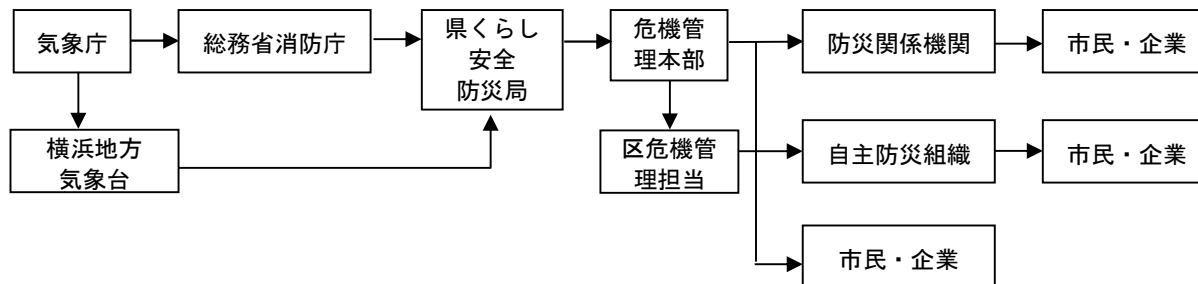
※ 情報発表までのフロー（概念図）



第3節 南海トラフ地震臨時情報の伝達【危機管理本部、各局室区】

南海トラフ地震臨時情報に関連する情報の伝達については、次の伝達系統図による。なお、情報の伝達については、第3部第4章第8節参照

・南海トラフ地震臨時情報に関連する情報の伝達系統図



第3章 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応【危機管理本部】

本章では、南海トラフ地震臨時情報が発表された際にとるべき対応について定める。

第1節 南海トラフ地震臨時情報の内容に応じた防災対応

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、南海トラフの震源域で想定される最大クラス（M9クラス）の後発地震の発生を想定し、発表された情報の内容に応じて市民や企業は次のような対応を行う。

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時

個々の状況に応じた防災対応を準備・開始する。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時（半割れケース）

(1) 最初の地震発生から1週間を基本に、国からの呼びかけに応じ、次のような防災対応を行う（巨大地震警戒対応）。

ア 日頃からの地震への備えを再確認等しながら通常の生活を行い、個々の状況に応じ、すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯などを行う。

イ 地震発生後の対応では間に合わない可能性のある災害時要援護者等はあらかじめ移動することを検討する（津波による浸水が想定される場所から移動しておくなど）。なお、市による「避難指示」等は原則として行わない。

(2) 最初の地震発生から1週間経過以降2週間経過までの間を基本に、国からの呼びかけに応じ、日頃からの地震への備えを再確認等しながら通常の生活を行い、個々の状況に応じ、すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯などを行う。（巨大地震注意対応）。

(3) 最初の地震発生から2週間経過後は、国からの呼びかけに応じ、地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時（一部割れケース、ゆっくりすべりケース）

(1) 最初の地震発生から1週間（ゆっくりすべりの場合は、すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間）を基本に、国からの呼びかけに応じ、日頃からの地震への備えの再確認等しながら通常の生活を行い、個々の状況に応じ、すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯などを行う。（巨大地震注意対応）

(2) 最初の地震発生から1週間経過後は、国からの呼びかけに応じ、地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。

地震発生からの経過時間	プレート境界のMw 8以上の地震 (半割れケース)	Mw 7以上の地震 (一部割れケース)	ゆっくりすべり
直後 「ゆっくりすべり ケース」は検討が 必要と認められた 場合	南海トラフ臨時情報（調査中）の発表 ●個々の状況に応じた防災対応を準備・開始		南海トラフ臨時情報（調査中）の発表 ●今後の情報に注意
(最短) 2時間程度	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表 ＜巨大地震警戒対応＞ ●日頃からの地震への備えを再確認等しながら通常の生活を行い、個々の状況に応じ、すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯などを行う。 ●地震発生後の対応では間に合わない可能性のある災害時要援護者等はあらかじめ移動（津波による浸水が想定される場所から移動しておくなど）	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表 ＜巨大地震注意対応＞ ●日頃からの地震への備えを再確認等しながら通常の生活を行い、個々の状況に応じ、すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯などを行う。	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表 ＜巨大地震注意対応＞ ●日頃からの地震への備えを再確認等しながら通常の生活を行い、個々の状況に応じ、すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯などを行う。
1週間	南海トラフ臨時情報（巨大地震注意）の発表 ＜巨大地震注意対応＞ ●日頃からの地震への備えを再確認等しながら通常の生活を行い、個々の状況に応じ、すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯などを行う。	●地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。	
2週間	●地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。		
ゆっくりすべりの 変化が収まってから、 変化していた期間とおおむね同 程度の期間が経過するまで			●地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。

※ 上記対応は、個々の状況に応じて変わるものである

第2節 市の組織・配備【危機管理本部】

常設の災害対策本部事務局（危機管理本部）において川崎市災害警戒体制を確立し、続報を逃さない情報収集体制をとるとともに、防災活動上必要と認められる場合には体制を強化する。

勤務時間外に、南海トラフ臨時情報（調査中）が発表された場合、電子メール、有線電話等により予め指定された危機管理本部職員へ連絡することを原則とするが、当該連絡が届かない場合においても、予め指定された危機管理本部職員は、インターネット、電子メール、テレビ、ラジオ等により、南海トラフ地震臨時情報が発表されたことを知ったときは、参集連絡を待つことなく自動参集しなければならない。

第3節 消防局の組織・配備【消防局】

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、震災警戒第1号体制を発令し、通常警防体制の中で続報を逃さない情報収集体制を確保するとともに、防災活動上必要と認められる場合は、体制を強化する。

また、出火防止の広報活動、機械器具等の点検整備、消防団や警察との連携など必要な活動を行う。

第4節 広報【総務企画局、総務企画局シティプロモーション推進室、消防局、区】

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の広報活動については、市が保有する広報手段を活用する

とともに、テレビ・ラジオ等の報道機関を通じて直接住民に正しい情報を提供し、混乱防止に努めるものとする。

1 市が実施する広報

(1) 広報内容

- ア 南海トラフ地震臨時情報の内容
- イ 事業所に対する応急対策実施の呼びかけ
- ウ 地域住民が取るべき措置
- エ その他状況に応じて事業所又は住民に周知すべき事項

(2) 広報手段等

広報は、報道機関の協力を得て行うほか、インターネット、メールニュースかわさき「防災気象情報」、緊急速報メール、防災行政無線、広報車、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビ、コミュニティFM、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、自主防災組織等を通じた伝達ルートを用いて行うとともに、職員に対しても電子メール等により伝達する。

また、外国人等への情報伝達について配慮するものとする。

(資料編 災害情報等の放送に関する協定（かわさき市民放送株式会社））

(資料編 災害時等における放送要請に関する協定書（日本放送協会横浜放送局、アールエフラジオ日本ほか））

(資料編 災害時等におけるケーブルテレビ事業者との情報伝達の要請に関する協定

（イッツ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社ジェイコムイースト町田・川崎局、YOUTV株式会社））

(資料編 ケーブルテレビ放送を活用した防災気象情報の提供に関する覚書

（イッツ・コミュニケーションズ株式会社））

(資料編 地上デジタル放送を活用した防災気象情報の提供に関する覚書（株式会社テレビ神奈川））

(資料編 災害情報等の相互提供に関する協定（株式会社レスキューナウ））

(資料編 災害時アマチュア無線の災害情報通信の協力に関する協定（川崎市アマチュア無線情報ネットワーク））

2 防災関係機関等が実施する広報

防災関係機関等（電気、ガス、通信、鉄道等）は、住民等に対して、南海トラフ地震臨時情報の内容、交通機関及びライフラインに関する情報、生活関連情報等それぞれの機関の特色に応じた広報を実施する。

第5節 市による事前対応

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）が発表された場合、地震の発生に備え、市はおおむね次の事前対応を行う。

1 児童・生徒の安全確保【教育委員会】

教育委員会事務局は、南海トラフ地震臨時情報の入手後速やかに学校に連絡し、学校は避難場所や避難経路の確認等、在校の児童・生徒の安全確保に十分留意する。

2 食料・飲料水等の調達準備【経済労働局、上下水道局、危機管理本部、区】

市は、地震発生の際に円滑に食料・飲料水・生活必需品の調達・供給を行えるよう、対応手順の確認や、関係団体との連絡体制を確立する。

3 資機材の点検等【危機管理本部、関係局】

発災後に応急対策を円滑に実施できるよう、必要な資機材の点検・整備等を行う。

4 医療救護・福祉体制の準備【健康福祉局、病院局】

川崎市医師会との連絡体制を確保し医療救護班の編成に備えるとともに、川崎市病院協会を通じ、市内の医療機関に対して入院患者等の安全確保を要請する。

市立病院は、入院患者等の安全確保に十分留意する。

また、市内の社会福祉施設と川崎市災害時高齢者・障害者施設等情報共有システム（E-Welfiss）等を活用して連絡体制を確保するとともに、災害時要援護者等の受入体制の準備を図るよう要請する。

5 緊急輸送の準備【危機管理本部、総務企画局】

応急対策要員や応急対策に必要となる資機材や物資の緊急輸送に備え、車両等の確保など必要な準備を進める。

6 市管理施設等の事前対応【関係局】

市が管理又は運営する道路、橋りょう、河川、港湾、下水道等及びその他の重要な施設（福祉施設、医療機関を含む）において、利用者等の安全確保、施設・設備の点検、設備・備品等の転倒及び落下防止措置、危険物の安全措置、非常電源の確保等必要な対応を行う。

第6節 市民・事業所等の対応【経済労働局、危機管理本部】

1 市民等の対応

市民等は、日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認等、個々の状況に応じて、正確な情報の把握、家具の転倒防止、非常用持ち出し品の確認、避難方法の確認など、一定期間地震に注意した行動をとることを基本とする。

2 事業所等の対応

事業所等は、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げることを基本に、個々の状況に応じて適切な防災対応を実施した上で、催事等の実施を含め、できる限り事業を継続することが望ましい。

石油類、高圧ガス、毒物等を製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設は、必要に応じ、防火・消火設備、防災資機材等の点検を実施する。

第7節 警備対策【神奈川県警察、第三管区海上保安本部】

1 警察

警察は、南海トラフ地震臨時情報の発表に伴い、地震の発生に係る市民の危惧、不安等から発生するおそれのある混乱及び各種の犯罪に対処するため、警備体制を確立し、迅速、的確な対策を実施することにより、市民の生命、身体、財産の保護活動や情報伝達に努めるものとする。

2 第三管区海上保安本部

海上における治安を維持するため、警察等治安関係機関と密接な連絡を保ち、情報収集に努めるとともに、巡視船艇による警戒、挙動不審船に対する立入り検査の実施等により犯罪の予防取締りにあたる。

第8節 交通対策【交通局、神奈川県警察、指定公共機関、第三管区海上保安本部、

指定地方公共機関】

1 道路【神奈川県警察】

警察は、交通の混乱と交通事故の発生を防止し、地域住民等の避難の円滑と防災関係機関が実施する緊急輸送（通行）車両の円滑を確保するため、必要に応じ、交通規制等の交通対策を実施する。

2 海上交通【第三管区海上保安本部】

港内にある船舶や危険物取扱い事業所の管理者等に対する注意喚起等を行う。

3 鉄道【東日本旅客鉄道（横浜支社）、東海旅客鉄道、東急電鉄、京浜急行電鉄、

京王電鉄、小田急電鉄】

原則運行を継続し、旅客等への情報伝達、列車の運行停止又は徐行、施設・設備の対策・点検などの必要な対策を実施する。

4 バス【交通局、指定地方公共機関】

警察による道路規制の状況等を的確に把握しながら、原則運行を継続し、乗客等の安全確保に留意するとともに、車両や施設・設備の対策・点検や燃料の確保などの必要な対策を実施する。

第9節 公共機関の事前対策【指定公共機関】

1 電気【東京電力パワーグリッド株式会社】

平時から、警戒態勢及び情報伝達ルート等の確立並びに要員及び資機材の確保等の地震防災対策を講ずるとともに、地震防災教育・訓練の充実を図る。

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、非常態勢等をとるとともに、施設訪問者の避難誘導、火災等の二次災害防止のための安全措置に関する広報、津波来襲に備えた工事・作業等の中止等を実施する。

2 電話通信【NTT東日本株式会社】

平素から設備自体を強固にし、地震に強い信頼性の高い通信設備とするよう努め、被災地との通信が全面的に途絶することのないよう最小限の通信手段を確保する。

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、非常態勢等をとるとともに、地震防災応急対策の実施上重要な通信を確保するための利用制限等や、災害用伝言ダイヤルの提供、通信建物・設備等の巡視及び点検、工事中の設備に対する安全措置等必要な対策を行う。

3 ガス【東京ガス株式会社】

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、警戒体制等をとるとともに、従業員や訪問者等に対する避難等の要請、地震発生時に使用中のガス栓の即時閉止等を要請するなどの安全広報、ガス工作物等の工事又は作業の中断など必要な対策を行う。

第4章 地震防災上必要な事前対策の推進【危機管理本部、各局室区】

第1節 市職員に対する啓発

各局室区は、それぞれの職場における南海トラフ地震臨時情報発表時にとるべき対応について、職員に対する防災啓発に努めるものとする。

第2節 住民等に対する広報【危機管理本部】

住民等に対し、平常時において、南海トラフ臨時情報の内容等の理解を深めさせ、社会的混乱の防止を図るための広報活動を行う。

第 7 部 公共事業施設防災計画

第1章 電力施設防災計画【東京電力パワーグリッド株式会社】

第1節 計画方針

災害により電力設備に被害があった場合には、二次災害を防止し、速やかに応急復旧を行い、社会公共施設としての機能を維持する。

第2節 防災体制

1 非常態勢の区分

災害の発生のおそれがある場合または発生した場合（以下「非常災害」という）に対処するための非常態勢は、その情勢に応じて下表のとおりとする。

非常態勢の情勢	非常態勢の区分
・災害の発生が予想される場合 ・災害が発生した場合 ・<u>電力制御システムへのサイバー攻撃によりシステムに異常が発生した場合</u> ・<u>サイバー攻撃による停電が発生したと想定された場合</u> ・<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合</u> ・<u>警戒宣言※¹が発せられた場合</u>	第1非常態勢
・大規模な災害が発生した場合 ・<u>大規模な災害の発生が予想される場合</u> ・電気事故<u>並びにサイバー攻撃</u>による突発的な広範囲停電が発生した場合	第2非常態勢
・大規模な災害が発生し、復旧に長期化が予想される場合 ・<u>電力供給区域あるいは事業所のある都・県内で震度6弱以上の地震が発生した場合※²</u>	第3非常態勢

※1：大規模地震対策特別措置法に基づく宣言を指す

※2：本社（第一線事業所除く）は、長野県、新潟県、福島県、島嶼で震度6弱以上の地震が発生した場合、第1非常態勢とする

2 非常態勢の組織

本社、総支社ならびに第一線機関等が、非常態勢に対応し設置する組織（非常災害対策本部と非常災害対策支部）は次頁表のとおりとする。

事業所	組織	機能
本社	非常災害 対策本社本部	・ 本社における非常災害対策活動の実施 ・ 全事業所において実施される非常災害対策活動の総括および指揮
第一線機関（支社、その他指定事業所）等	非常災害 対策支部	・ 自事業所における非常災害対策活動の実施
総支社等	非常災害 対策総支社 本部	・ 自事業所における非常災害対策活動の実施 ・ 自エリアに所属する事業所において実施される非常災害対策活動の総括および指揮
第一線機関等 支社 その他指定事業所	非常災害 対策支部	・ 自事業所における非常災害対策活動の実施

第3節 非常災害対策活動

1 非常災害時における電力設備の運転

- (1) 非常災害が発生した場合においても、電力供給は可能な限り継続する。
- (2) 電力供給の継続が危険であると認められる場合は、その旨を関係箇所に連絡するとともに、運転を停止するなどの必要な措置を講じる。ただし、緊急やむを得ない場合は、必要な措置を講じた後、関係箇所へ速やかに連絡する。

2 非常災害時の情報の収集・連絡

(1) 情報の収集

非常災害対策本部・支部は、それぞれの機能に基づき次の情報を迅速・的確に収集し、災害情報を集約・共有するシステム（以下、災害情報システムという）へ登録する。

- ・ 当社設備等に係わる人身災害発生状況
- ・ 停電状況（停電件数・停電地域等）、停電による主な影響、重要なお客さま等の停電状況、停電復旧状況
- ・ カスタマーセンター等で受け付けたお客さまからの特別な要請・設備情報
- ・ 各設備ごとの被害状況（被災画像等）、設備復旧状況
- ・ 復旧用資機材、要員等の応援、食料等の手配・調達状況、要望事項
- ・ 非常災害対策要員の出勤状況、社員および家族の被災状況
- ・ 社外対応状況（国および地方公共団体の災害対策本部等、官公庁（署）、報道機関およびお客さま等への対応状況）
- ・ 公共交通機関や道路等の被害情報等
- ・ その他気象等に関する情報、交通状況等

(2) 情報集約

各非常災害対策本部は、災害情報システムにより自動集計された総合的な被害状況を把握する。

3 被害の復旧

(1) 復旧計画の作成

非常災害対策本部・支部は、電力系統の全体的な復旧方法と各設備ごとに復旧方法、仮復旧を含めた工程、復旧資機材の調達、応援の必要の有無、復旧作業隊の配置、復旧資機材の調達、宿泊施設、食料、衛生対策等の手配等を明らかにした復旧計画を作成する。

(2) 復旧順位

各設備の復旧順位は、原則として人命に関わる箇所、官公署、報道機関、避難場所等を優先する等、あらかじめ定められたものによることを原則とするが、公共交通機関や道路等の被害状況、当社設備の被害状況ならびに設備復旧の難易度を勘案し、復旧効果の最も大きなものから行う。

(3) 復旧作業上の留意事項

- ア 災害発生状況により交通規制がとられた場合は、あらかじめ定められた、所定の手続きを実施する。
- イ 復旧作業には、あらかじめ準備された所定の腕章を、また連絡車、作業車には所定の標識を掲示して、東京電力パワーグリッド復旧作業であることを明示する。
- ウ 幹線道路上にある当社の被害工作物は、避難路、輸送路の確保のため早期に取り除く。
- エ 河川、海岸および急傾斜地に近接している箇所で復旧作業を行う場合は、事前に避難方法等を確認しておく。

4 広報活動

(1) お客さまに向けた広報

- ア 非常災害が発生した場合は、広報車等により、感電事故および電気火災等の防止に関する広報を行う。
- イ 当社独自では速やかな広報活動ができない場合（停電規模が数万軒で1時間を超えるような広範囲・長時間停電の場合）は、防災行政無線による広報を区市町村へ依頼する。詳細については、区市町村との協議による。

(2) 報道機関を通じての広報

- ア 広範囲にわたる停電事故が発生した場合は、報道機関を通じて、電力施設の被害状況、復旧見込み、感電事故および電気火災等の防止等について迅速、適切に広報を行う。
- イ 報道機関への対応は、原則として支部は行わず、本社本部、総支社本部情報班が調整のうえ実施する。迅速な対応の観点等から、総支社本部がそれぞれの受持区域内の事故等に関する広報を行った場合は、広報内容を速やかに本社本部へ報告する。
- ウ 首都圏（東京都、千葉、神奈川、埼玉県）で震度5強以上の地震が発生あるいは非常災害により広範囲・長時間停電が発生した場合などには、本社広報班は、あらかじめ定められた手続きに従い、本社広報室に設置してある端末により、NHKおよび在京ラジオ6社に同時広報を行う。

（資料編 川崎市ライフライン連絡会議設置要綱）

第2章 ガス施設防災計画【東京ガス株式会社】

第1節 ガス施設の災害予防措置に関する事項

1 施設の機能の確保

ガス設備については、既存の予防措置を活用しつつ、以下のとおり施設の機能確保に努める。

(1) 系統の多重化・拠点の分散

ガス供給のため、系統の多重化、拠点の分散などに努める。

(2) 代替施設の整備

臨時供給のための移動式ガス設備などの整備に努める。

2 ガスの安定的な供給等

ガスを安定的かつ適切に供給するために以下のとおり措置を講ずる。

(1) ガス製造設備

消防関係法令、ガス事業法等に基づき所要の対策を講ずるとともに、防消火設備の整備・点検・火気取締等の実施により火災防止を図る。

(2) ガス供給設備

大規模なガス漏えい等を防止するため、ガス工作物の技術上の基準等に基づきガス遮断装置の設置、導管防護措置、他工事に係わる導管事故防止措置等を行う。また、需要家の建物内でのガス漏えいを防止するため、感震遮断機能を有するガスメーター(マイコンメーター)または緊急遮断装置の設置を推進する。

3 非常用設備の整備

(1) 連絡・通信設備

災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の通信設備を整備する。

(2) コンピューター設備

災害に備え、バックアップする体制を整備する。

(3) 自家発電設備など

常用電力の停止時において防災業務設備の機能を維持するため必要に応じて自家発電設備などを整備する。

(4) 防災中枢拠点設備

災害対策本部の機能を果たす施設については、通信設備の充実や代替施設の確保等の措置を講ずる。

第2節 災害応急対策に関する事項

1 非常体制の区分

災害が発生するおそれがある場合、または発生した場合（以下「非常事態」という）に対処するための非常体制の区分は次による。

体制区分	適用条件
第0次非常体制	1 震度5弱の地震が発生した場合、その他必要な場合
第一次非常体制	1 震度5強の地震が発生した場合、その他必要な場合 2 地震以外の自然災害により、社会的な影響が大きいと考えられる重大な供給支障等の事故が発生、または予想される場合 <u>3 自然災害以外の理由により、社会的な影響が大きいと考えられる重大な供給支障等の事故が発生、または予想される場合</u> <u>4 地震警戒宣言等（東海地震予知情報、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒））が発表された場合</u> <u>5 当社の事業運営に大きな影響を及ぼす非常事態が発生した場合、または発生が予測される場合</u>
第二次非常体制	1 震度6弱以上の地震が発生した場合 2 震度5弱・5強の地震が発生し、中圧又は低圧ブロックを供給停止した場合 3 地震以外の自然災害により、社会的な影響が極めて大きいと考えられる重大な供給支障等の事故が発生、または予想される場合 <u>4 自然災害以外の理由により、社会的な影響が極めて大きいと考えられる重大な供給支障等の事故が発生、または予想される場合</u> <u>5 当社の事業運営に極めて大きな影響を及ぼす非常事態が発生した場合、または発生が予測される場合</u>

2 対策要員の確保

(1) 対策要員の確保

非常体制が発令された場合は、対策要員はあらかじめ定められた動員計画に基づき速やかに所属する本（支）部に出動する。

(2) 他会社等との協力

ア 協力会社等とは、災害発生後直ちに出勤要請できる連携体制を確立し、必要に応じて出勤を要請する。

イ 自社のみでは早期復旧が困難であると考えられる場合には、日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき他ガス事業者からの応援を要請する。

3 通報・連絡の経路

社内および外部機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルート多重化および情報交換のための収集・連絡体制の明確化など、体制の確立に努めるものとする。

4 情報の収集・報告

災害が発生した場合は、次に掲げる各情報を巡回点検、出社途上の調査等により迅速・的確に把握する。

(1) 気象情報

気象庁の発表する、地震、大雨、洪水等に関する情報

(2) 被害情報

ア 一般の家屋被害および人身被害発生情報ならびに電気・水道・交通（鉄道、道路等）・通信・放送施設等の施設をはじめとする当該受持区域内全般の被害情報

イ 対外対応状況（地方自治体の災害対策本部・官公庁・報道機関・お客さま等への対応状況）

ウ 出社途上における収集情報

エ その他災害に関する情報(交通状況等)

(3) ガス施設等被害の状況及び復旧状況

(4) ガス施設等の被害および復旧に関する情報、復旧作業に必要な資機材・食料または応援隊等に関する情報

(5) 社員の被災状況

(6) その他災害に関する情報

5 広報活動

(1) 災害発生時には、その直後、ガス供給停止時、復旧作業中、その他必要な場合において、その状況に応じた広報活動を行う。

(2) 広報については、テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に応じ直接当該地域へ周知する。また地方自治体等の関係機関とも必要に応じて連携を図る。

6 事業継続計画の発動

必要により事業継続計画を発動し、関係者の生命・身体の安全、および被害拡大の防止を前提とした上で、最低限継続しなければならない以下の業務を最優先する。

(1) ガスの製造・供給の維持、保安の確保に関する業務

(2) ガスの供給が停止した場合にはその復旧作業に関する業務

(3) 供給制限が必要となった場合の需要家対応に関する業務

(4) その他企業として事業を継続する上で最低限必要な通常業務

7 復旧用資機材の確保

予備品・貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次のような方法により速やかに確保する。

(1) 取引先・メーカー等からの調達

(2) 被災していない他地域からの流用

(3) 他ガス事業者等からの融通

8 復旧用資機材置場等の確保

災害復旧は、復旧用資機材置場および前進基地が必要となるため、あらかじめ調査した用地等の利用を検討する。また、この確保が困難な場合は、地方自治体等の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。

9 応急工事

応急の復旧に当たっては、復旧に従事する者の安全の確保に配慮した上で、非常事態発生後可能な限り迅速・適切に施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の発生防止、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に行う。

10 危険予防措置

ガスの漏えいにより被害の拡大のおそれがある場合には、避難区域の設定、火気の使用禁止、ガス供給停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

第3節 災害復旧に関する事項

1 復旧計画の策定

非常事態により被災した地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、被災した地域施設又は設備の復旧については、可能な限り迅速に行う。

(1) 災害が発生した場合は、被害状況の調査を速やかに行い、正確な情報を収集し、次に掲げる事項を明らかにした復旧計画を策定する。

- | | |
|----------------|------------------|
| ア 復旧手順および方法 | オ 供給停止需要家等への支援 |
| イ 復旧要員の確保および配置 | カ 宿泊施設の手配、食料等の調達 |
| ウ 復旧用資機材の調達 | キ その他必要な対策 |
| エ 復旧作業の期間 | |

(2) 重要施設の優先復旧計画

救急病院、ゴミ焼却場、老人ホーム等の社会的な重要度の高い施設については、移動式ガス発生設備による臨時供給も含めて、優先的に復旧するよう計画立案する。

2 復旧作業の実施

(1) 製造設備の復旧作業

被害を受けた製造設備は、復旧計画に基づき速やかに復旧する。

(2) 供給設備の復旧作業

供給設備の復旧作業は、二次災害の発生防止に万全を期しつつ、次の手順により行う。

ア 高・中圧導管の復旧作業

- | | |
|---------|------------|
| a 区間遮断 | c 漏えい箇所の修理 |
| b 漏えい調査 | d ガス開通 |

イ 低圧導管の復旧作業

- | | |
|-------------------------|---------------------|
| a 閉栓作業 | f 本支管混入空気除去 |
| b 復旧ブロック内巡回調査 | g 灯内内管の漏洩検査および修理 |
| c 被災地域の復旧ブロック化 | h 点火・燃焼試験（給排気設備の点検） |
| d 復旧ブロック内の漏えい検査 | i 開栓 |
| e 本支管・供給管・灯外内管の漏えい箇所の修理 | |

(資料編 川崎市ライフライン連絡会議設置要綱)

第3章 通信施設防災計画【NTT東日本株式会社】

第1節 計画方針

被災地等との通信を確保するため、電気通信設備を災害からの予防及び発災時の応急復旧対策等について定める。

第2節 支店の所在地

支店名	所在地	電話番号
<u>NTT東日本</u> 株式会社 神奈川事業部	横浜市中区山下町198	045-212-8945

第3節 事前措置

1 措置計画

災害によりネットワークに異常が発生した場合、各種措置によって重要通信の確保、不接対地の解消、呼のそ通の最大限の確保等を行うとともに、事前に措置方法について計画する。

2 災害対策機器等の点検

各種災害対策機器については、配備計画・維持管理及び定期的に点検を実施する。

3 資材等の備蓄

復旧資材は配備計画に基づき確保する。

第4節 発災時等の措置

1 情報連絡室の設置

災害の発生する恐れがある場合、あるいは大規模地震に関する東海地震注意情報を受けた場合において、災害に関する情報の収集及び伝達を円滑に実施する為、必要があると認めた場合に設置する。

2 地震災害警戒本部の設置

大規模地震に関する警戒宣言が発せられた場合に設置する。

3 地震災害対策本部の設置

地震災害警戒本部設置後、大規模地震が発生し、管内に被害が発生した場合は、地震災害対策本部に移行する。

4 広報対策

災害発生時、報道機関等（テレビ、ラジオ、新聞等）へ通信設備の被害状況及び輻輳発生状況、通話規制状況、回復見込み等について情報を提供し放送の協力要請する。

5 ダイヤル通話

警戒宣言が発令されると、その直後から通話が集中的に発生し、輻輳することが想定されるため、次の考え方で対処する。

(1) 防災関係機関、報道機関等の災害時優先電話からの通話は最優先でそ通を確保する。

(2) 街頭公衆電話及び避難場所に設置する特設公衆電話からの通話はそ通を確保する。

- (3) 一般加入電話からの通話については、災害時優先電話等の通話を確保するため、原則として通話規制を行う。
- (4) 災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言版「web171」の提供を開始します。提供開始は報道機関(テレビ・ラジオ等)を通じお知らせします。

6 警戒宣言発令下のサービス確保

警戒宣言発令におけるNTT業務は、防災関係機関等の重要通信の確保を優先するとともに、可能な範囲において一般通話を確保することを基本として業務を実施する。

(1) 確保する業務

ア 防災関係機関等の災害時優先電話からの通話及び街頭公衆電話からの通話は利用制限の措置は行わない。

7 被災時の復旧順位

当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合、優先的に取り扱われる通話を確保するため、次の順位（重要通信を確保する機関）に従ってその通信設備を修理し、又は復旧します。

重要通信を確保する機関（契約約款に基づく）

第1順位

気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関

第2順位

ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社・通信社・放送事業者及び第一順位以外の国又は地方公共団体

第3順位

第1順位、第2順位に該当しないもの。

8 復旧活動

(1) 輻輳対策

一般加入電話からの通話については、災害時優先電話等の通話を確保するため、原則として通話規制を行う。

(2) 避難場所への特設公衆電話の設置

罹災者が利用する避難場所へ特設公衆電話の設置に努める。

(3) 災害用伝言ダイヤル「171」・災害用伝言版「web171」の運用

大規模災害の発生等により、電話が輻輳した時の安否確認方法として災害用伝言ダイヤル「171」・災害用伝言版「web171」の運用を開始する。

提供条件等は、報道機関（テレビ・ラジオ等）を通じて周知する。

(資料編 川崎市ライフライン連絡会議設置要綱)

第4章 東日本旅客鉄道株式会社防災業務実施計画

【東日本旅客鉄道株式会社横浜支社】

第1節 計画の目的

この計画は鉄道施設について、地震災害の被害を軽減するため、災害予防・応急対策並びに復旧対策を計画し、これをもって防災活動の総合的な推進を図り、旅客及び社員の安全・財産の保護と輸送の円滑を期することを目的とする。

第2節 施設の現況

当社の川崎市内に敷設されている鉄道線は、東海道線・横須賀線・鶴見線・南武線・武蔵野線であり主たる施設の概要は本章末資料1のとおりである。

第3節 災害予防計画

1 線路構造物等の定期検査

災害に伴う被害が予想される高架橋・橋りょう・盛土・土留等の施設の機能が外力及び環境の変化に耐える耐震性、防災強度を確保するような定期検査を行い、その機能が低下しているものは、補強・取替え等の計画をたて施設管理の徹底を図る。

2 通信・警報設備の整備

関係気象官署、地方自治体及び防災機関との密接な連絡並びに社内機関相互間における予報・警報の伝達・情報収集の円滑を図るため、必要な通信施設・警報装置を次により整備する。

- (1) J R・N T T電話の緊急連絡用
- (2) 指令専用電話・高速模写電話及びF A X
- (3) 自動車無線・列車無線と中継基地及び携帯無線機
- (4) 風速計・雨量計及び地震計

3 応急資材等の整備

災害復旧に必要な応急用建設資材及び災害予備用貯蔵品の種類・数量等について、整備しておくとともに、災害時には部外関係機関・関係業者の協力体制を得られるようあらかじめ協議しておくものとする。

第4節 災害応急対策

1 災害時の活動体制

地震災害に際し、すみやかに応急対策及び復旧対策の推進を図るため、災害の規模その他の状況に応じた次の災害対策本部の組織を構成しておくものとする。

- (1) 地区災害対策本部は、地区長を本部長とし地区センターの実勢に応じて構成する。
- (2) 駅・区（所）災害対策本部は、駅・区（所）長を本部長とし、統括センターの実勢に応じて構成する。
- (3) 現地対策本部は、被害状況により迅速な応急対策・復旧対策を図る必要がある場合、設置する。

2 地震時の措置

- (1) 地震時の運転規制手順

ア 輸送指令は前号の報告に基づき運転規制基準に達している場合、当該区間を運転中の列車に対し、徐行又は運転中止を指令する。

(2) 一時停止後、乗務員のとるべき措置

ア 停止位置は、二次災害防止のため可能な限り安全な場所で停止する。

イ 駅間に停車した場合は直ちに無線又は沿線電話により、輸送指令若しくは隣接駅長に停止地点、列車の被害及び旅客の状況その他必要事項を速報し、その指示に従うとともに被害状況に応じ、適切な手段をとり旅客の安全確保に努める。

(3) 線路の巡回点検

保線技術センター所長は、徒歩・列車添乗巡回を行い被害状況により、規制の緩和又は解除しても運転に支障がないと認めた場合はその旨輸送指令に報告する。

3 広報

災害による被害が発生した場合、災害線区の輸送状況及び被害状況等を迅速かつ適切に把握し、次に定めるところにより報道機関等に発表できる体制をつくるとともに、利用者に対し周知徹底を図る。

(1) 情報機関に対する広報

広報資料をすみやかに本社広報部に報告するとともに、報道機関・利用者からの問い合わせがあった場合、すみやかに回答できる体制を確立する。

(2) 駅等の広報

災害時、旅客の不安感を取除き混乱を防止するため、掲示・放送等により案内を行い旅客の鎮静化に努める。

(3) 列車乗務員の広報

乗務員は、災害により列車を駅間等で停止又は徐行した場合、輸送指令の指示・情報並びに自列車の停止・徐行位置等の状況を把握し、放送により案内する。

4 避難誘導

災害の発生に伴い、建物の倒壊・火災発生その他二次災害のおそれがある場合、旅客等を次の各号により避難誘導する。

(1) 駅における避難誘導

ア 駅構内及び列車等の被害並びに周知の状況を考慮し、危険のおそれがある場合一時的に安全な場所（あらかじめ定める一時避難場所）に誘導する。

イ 広域避難場所への避難情報があつた場合及び一時避難場所が危険のおそれがある場合、広域避難場所に案内する。

(2) 乗務員の避難誘導

運転中の列車乗務員は、輸送指令の指示又は振動・信号等により地震その他の災害を知った場合、列車の運行を中止するとともに二次災害のおそれがある場合は旅客を安全と思われる場所に一時避難誘導する。

第5節 復旧対策

1 救出救護活動

(1) 災害等により負傷者が発生した場合は負傷者の救出救護を最優先とし、消防警察機関に通報するとともに救急車が到着するまで負傷者を安全な場所に救出し、必要な応急措置を講ずる。

- (2) 列車等の大規模被害により多数の負傷者が発生した場合は前節 1 (3)に定めた現地対策本部を設置し、救護対策・復旧対策を講ずるとともに、地方自治体及び防災関係機関に通報し応援・医師の派遣・負傷者の収容先・救護資材等の救援を依頼する。

2 災害復旧の基本方針

災害に伴う被災線区の迅速な運転再開を図り、社会経済活動を早急に回復し、復旧に際しては再び同様な被害を被ることのないよう耐震性の向上を図るとともに、復旧対策の計画にあたっては被害状況・復旧工事の難易を勘案し運転再開によって復旧効果の最も大きい主要幹線施設等を重点として計画する。

3 災害復旧計画

- (1) 復旧にあたっては、早急な運転再開を図るため応急工事を実施し、終了後すみやかに本復旧計画をたて実施する。
- (2) 早期復旧が困難な場合、横浜支社長は関係機関に対し応援を要請するとともに、関係箇所長に対し指定請負業者に対する作業員の派遣要請を指示する。

資料

(本章末資料 1 鉄道施設の概要)

資料 1 鉄道施設の概要

東海道線

施設名 \ 区分	箇所数	延長	適要
橋りょう	26	1,267m	
高架橋	16	2,972m	
トンネル	2	5,492m	
駅舎	木造 鉄骨造 鉄筋コンクリート造 計	1	1
線路	平地 切土 盛土 延長	2,180m	2,180m
その他の施設	発電所 変電所 1		

横須賀線

施設名 \ 区分	箇所数	延長	適要
橋りょう	24	433m	
高架橋	2	882m	
トンネル	1	32m	
駅舎	木造 鉄骨造 鉄筋コンクリート造 計	1	1
線路	平地 切土 盛土 延長	3,890m 4,150m	8,040m
その他の施設	発電所 変電所 1		

鶴見線

施設名 \ 区分	箇所数	延長	適要
橋りょう	13	762m	
高架橋	6	494m	
トンネル		m	
駅舎	木造 鉄骨造 鉄筋コンクリート造 計	3 1 1	5
線路	平地 切土 盛土 延長	1,920m 3,300m	5,220m
その他の施設	発電所 変電所 1 2		

南武線

施設名	区分	箇所数	延長	適要
橋りょう		54	787m	
高架橋		12	4,093m	
トンネル				
駅舎		木造 3	鉄骨造 13	鉄筋コンクリート造 計 16
線路		平地	切土 9,609m	盛土 19,459m 延長 29,068m
その他の施設		発電所	変電所 3	

武蔵野線

施設名	区分	箇所数	延長	適要
橋りょう		12	182m	
高架橋		2	80m	
トンネル		2	14,337m	
駅舎		木造	鉄骨造	鉄筋コンクリート造 計
線路		平地	切土 1,226m	盛土 2,013m 延長 3,239m
その他の施設		発電所	変電所 2	

第5章 東急電鉄株式会社防災計画

第1節 計画方針

この計画は川崎市地域防災計画に基づき、地震に関する災害予防、災害応急対策及び災害復旧について定め、旅客の生命、身体を災害から保護するとともに、災害による被害を軽減し、もって公共機関の社会的責任を果たすことを目的とする。

第2節 施設の現況

当社の東横線24.2kmのうち約3.6km、目黒線11.9kmのうち約3.6km、田園都市線31.5kmのうち約6.7km、大井町線12.4kmのうち、約2.1kmが川崎市内に敷設され、延長16.0kmの軌道、10か所の駅舎、多数の橋りょう、高架橋、隧道、変電所、信号施設、電気施設、土木施設等が含まれており、主なる施設の概要は次のとおりである。

路 線	東横線		目黒線		田園都市線		大井町線	
施設名 区分	箇所数	延長	箇所数	延長	箇所数	延長	箇所数	延長
橋 り ょ う	22	563 m	21	556 m	25	883 m	18	519 m
高 架 橋	12	2,676 m	6	1,862 m	6	1,981 m	4	1,647 m
ず い 道	—	—	—	—	5	561	—	—
線 路 延 長	3,580 m		3,580 m		6,592 m		2,162 m	
駅 舎	3（鉄骨）		3（鉄骨）		7（鉄骨）		3（鉄骨）	
その他施設	変電所2		変電所2		変電所3		変電所1	

※東横線・目黒線及び田園都市線・大井町線（二子新地駅～溝の口駅間）は、複々線として、駅、変電所等の施設を共用している。

第3節 施設の災害予防計画

1 各施設の点検整備計画

新設建築物については、関係法規により設計し、既存の建築物及び工作物の点検については、定期的に検査を行い、その処置については検討の結果、補修、改良等により強化を図ると共に、長期計画の中に織り込んで諸設備の改良、整備に努めていく。

2 列車無線の設置

全車両及び全線にわたり列車無線を設置し、列車乗務員と運輸司令所との連絡と通報の迅速を図り、円滑な運行管理を行うとともに、災害が発生し列車運行に支障があると認められる場合、一斉指令により全列車の緊急停止を行い、併発事故を未然に防止する。

3 応急資材等の整備

各現業区ごとに常に応急復旧資材の種類、数量及び配置場所を明らかにしておくとともに、機械及び人員についても業務分担表を作成し、社外工事関係業者の応援体制に備えている。

第4節 応急対策

1 災害時の活動体制

地震による災害に際しては、その被害を最小限に止め、速やかに被害復旧に当るため事故・災害対策本部を設置し、輸送力の確保に努める。

2 地震時における緊急措置

(1) 運転規制の内容（運輸司令所長の取扱い）

震度 4

- ・直ちに全列車の停止を指令する。
- ・震動停止後、運転士に対し、規制区間内の先行列車位置または規制区間の終端まで25km/h以下の注意運転を指令する。
- ・運転より進路等に異常がない旨、及び構造物等に異常がない旨確認後、速度規制を解除する。

震度 5 弱

- ・直ちに全列車の停止を指令する。
- ・電気司令長より、電力管理システムにより、き電線、高圧配電線の送電に異常がない旨、および規制区間内の駅長・区長から運転に関わる施設等に異常のない旨報告を受けたのち、運転士に対し、規制区間内の先行列車位置また規制区間内の終端まで25km/h以下の注意運転を指令する。
- ・運転士より進路等に異常がない旨、及び電力司令長より構造物等に異常がない旨の報告を受けたのち、速度規制を解除する。

震度 5 強以上

- ・直ちに全列車の停止を指令する。
- ・電気司令長より、規制区間内の構造物等に異常がない旨、及び巡回係員等による安全確認のうえ異常がない旨、並びに規制区間内の駅長・区長から構造物等に異常がない旨の報告を受けたのち、運転士に対し、規制区間内の先行列車位置また規制区間内の終端まで25km/h以下の注意運転を指令する。
- ・運転士より進路等に異常がない旨の報告を受けたのち、注意運転を解除する。

(2) 乗務員の対応

運転士は、強い揺れを感知したとき、または早期地震警報システムを受報したとき、及び運輸司令所長から地震が発生し列車を停止させるよう指示を受けたときは、橋梁、盛土部、隧道等をなるべく避け速やかに停止する。列車停止後、運輸司令所長から運転に関する指示がない場合は、周辺状況をよく確認し、最も安全と認められる取り扱いをする。

3 通信情報連絡計画

(1) 各現業長は管轄区域における人的、物的の被害について直ちにその状況を把握し、詳細に対策本部に報告する。

(2) 無線車を災害現場に急派すると共に移動用無線機を携行し、設備保全課、現業区、電気司令所及び運輸司令所と無線により通信連絡を行う。

4 避難誘導計画

駅長は地震発生により駅構内の状況及び旅客の動態を把握し、適切な放送等により旅客の混乱を防止する一方、危険と思われるときは、旅客を安全な場所に避難誘導するとともに、火気使用器具等の使用を停止し出火防止に努める。乗務員は運輸司令所長または最寄駅長の指示に従う。また、その指示を受けることの出来ない場合は最も安全と思われる場所に旅客を誘導する。

5 人命救助、救出計画

負傷者に対する応急措置と最寄りの病院に収容又は救急車要請を手配する。

第5節 応急復旧計画

本社に事故・災害対策本部を設置し、あらかじめ定められた組織に従い、本部長の指示により復旧計画、輸送計画、情報の収集と発表、事故原因の究明等を行い、早期復旧と適正対処を期する。

関係各部では、それぞれの内規により人員の招集、復旧資材の運搬等に努めると共に作業計画、復旧見込等を本部長に報告し、早期復旧の徹底を図る。

第6章 京浜急行電鉄株式会社防災計画【京浜急行電鉄株式会社】

第1節 計画の目的

この計画は、京浜急行電鉄株式会社（以下「当社」という。）の鉄道における大地震による被害の未然防止ならびに災害発生時の旅客の人命保護と救済および被害の軽減を図ることを目的とする。

第2節 施設の現況

1 路線の概況

当社の鉄道線は、本線（泉岳寺～浦賀間）及び支線の空港線（京急蒲田～羽田空港第1・第2ターミナル間）、大師線（京急川崎～小島新田間）、逗子線（金沢八景～逗子・葉山間）、久里浜線（堀ノ内～三崎口間）からなっており、その営業キロは、延長87.0kmである。このうち川崎市内に敷設された鉄道は約7kmである。

2 施設の現況

施設名	区分	箇所数	延長	摘要	
橋りょう		9 〔本 7 大 2〕	727m 〔本 685m 大 42m〕	架道橋7箇所含む (本6、大1)	
高架橋		10 〔本 10 大 0〕	1250m 〔本 1250m 大 0m〕		
隧道		1 〔本 0 大 1〕	456m 〔本 0m 大 456m〕		
線路		平地部 (本 135m 大 3880m)	盛土部 (本 179m 大 0m)	合計延長 4194m	
駅舎		木造 (本 0 大 1)	鉄骨造 (本 2 大 4)	鉄筋コンクリート造 1 (本0、大1)	合計 8駅
その他		変電所2箇所 (本1、大1)			

(本：本線 大：大師線)

第3節 事前対策

1 鉄道施設の耐震化及び安全対策

これまで高架橋および駅施設の耐震化を進めており、今後も計画的に取り組むことにより、人災を未然に防ぎ、震災時における輸送力の確保へと繋げていく。また、土構造物、高架橋・橋りょう、抗土圧構造物、トンネルの通常全般検査を確実な検査サイクルで実施し、変状の早期発見と迅速な補修措置によるパッケージングで安全を図っていく。

2 列車無線装置の完備

列車乗務員と総合司令所との業務連絡と通報の迅速を図り、運転業務の円滑な運行管理を行うとともに、災害が発生し列車運行に支障があると認められる時、一斉指令により全列車の緊急停止を行い、併発事故を未然に防止するため、全列車に列車無線を装備している。

3 災害用資機材・用品の備蓄

災害時に備え、復旧用資材・用品の備蓄場所を定め所定の数量を確保する。

4 乗客に関する一般的知識等の普及処置

(1) 震災に関する一般的知識等の普及

(2) 避難場所の掲示

5 防災教育および各種訓練

(訓練項目)

(1) 列車の一旦停止訓練

(2) 列車の減速運転訓練

(3) 情報伝達訓練

(4) 対策本部設置訓練

(5) 安否登録訓練

(6) 踏切道改良促進法施工規則14条3項に基づく連絡訓練

(7) その他の教育訓練

(実施時期・回数)

9月に鉄道本部全体で防災訓練を実施するとともに、関係自治体等が実施する各種訓練等に参加する他、各種運動期間中に各職場ごとに訓練を実施する。

その他の教育訓練として、鉄道事故総合対応訓練、テロ対策訓練、津波避難誘導訓練、津波避難者受入訓練を年1回実施する。

第4節 災害応急対策

1 活動方針

地震等の非常災害に際しては、「鉄道事故・災害対策規程」により、鉄道部門災害対策本部（本章末資料1参照）を設置して、被害を最小限度に防止するとともに、速やかな被害復旧にあたり、輸送の確保を図るものとする。

2 地震発生時における緊急措置

(1) 運輸司令長の取り扱い

運輸司令長（以下「運輸司令」という。）は地震を感知したときは、震度計を設置してある停車場の駅長または営業主任（信号担当）（以下「震度計設備駅長」という。）および施設司令長（以下「施設司令」という。）から震度の報告を受け、そのいずれかが震度4以上である場合は、震度に応じて、次の各号に定める取り扱いをしなければならない。

ア 震度4の場合

(ア) 地震発生時

a 列車の乗務員に対して、地震の発生とその震度を通報し、列車の停止を指令する。

b 駅長（以下「営業主任（信号担当）」を含む。）に対して、震度を通報するとともに列車の停止を指令する。

- c 施設司令および金沢検車区長（以下「保守担当責任者」という。）に対して、震度を通報する。

(イ) 地震終息後

- a 列車の乗務員に対して、毎時35キロメートル以下の速度での運転再開を指令し、駅長及び保守担当責任者に対して、その旨を通報する。
- b 関係駅長からの報告により、報告指定駅間が列車の運転に支障のないことを確認したときは、駅長及び乗務員に対して、当該区間における指定速度規制の解除指令を行い、逐次正常運行の確保に努める。

イ 震度5弱の場合

(ア) 地震発生時

- a 列車の乗務員に対して、地震の発生とその震度を通報し、列車の停止を指令する。
- b 駅長に対して、震度を通報するとともに列車の停止を指令する。
- c 保守担当責任者に対して、震度を通報する。

(イ) 地震終息後

- a 駅長から停車場構内の運転諸設備について、異常の有無の報告を受けて、その状況を把握する。
- b 前aの報告により列車の運転に支障のないことを確認したときは、列車の乗務員に対して毎時25キロメートル以下の速度での運転再開を指令し、駅長及び保守担当責任者に対して、その旨を通報する。
- c 関係駅長からの報告により、報告指定駅間が列車の運転に支障のないことを確認したときは、駅長及び乗務員に対して、当該区間における指定速度規制の解除指令を行い、逐次正常運行の確保に努める。

ウ 震度5強以上の場合

(ア) 地震発生時

- a 列車の乗務員に対して、地震の発生とその震度を通報し、列車の停止を指令する。
- b 駅長に対して、震度を通報するとともに列車の停止を指令する。
- c 保守担当責任者に対して、震度を通報する。

(イ) 地震終息後

- a 駅長から停車場構内の運転諸設備について異常の有無の報告を受け、また保守担当責任者から要注意箇所について異常の有無の報告を受けて、その状況を把握する。
- b 停車場間に停止している列車があるときは、当該列車の停止した場所の最寄り駅長から停車場構内の運転諸設備に異常がない旨の報告と、当該列車の乗務員から見通しの範囲に異常がないことを確認した場合は、施設司令と協議のうえ、旅客の避難誘導のため毎時15キロメートル以下の速度で最寄駅まで運転を指令することができる。この場合駅長に対して、その旨を通報する。
- c 前aの報告により、停車場構内の運転諸設備及び要注意箇所に異常のないことを確認したときは、列車の乗務員に対して毎時25キロメートル以下の速度での運転再開を指令し、駅長及び保守担当責任者に対して、その旨を通報する。
- d 関係駅長及び保守担当責任者からの報告により、報告指定駅間が列車の運転に支障のないことを確認したときは、駅長及び乗務員に対して、当該区間における指定速度規制の解除指令を行い、逐次正常運行の確保に努める。

(ウ) 列車の運転に支障がある場合

地震終息後、駅長、乗務員又は保守担当責任者から列車の運転に支障があること、又は要注意箇所にも異常があることの通報を受けたときは、その状況及び復旧見込みを把握し、当該箇所の関係責任者又は乗務員に対して速やかに適切な指令を行う。

(2) 駅長の取り扱い

駅長は、強い地震を感知したとき、又は運輸司令から震度4以上の地震が発生した旨の通報を受けたときは、震度に応じて、次の各号に定める取扱いをしなければならない。また、震度計設備駅長は、地震を感知したときは停車場備え付けの震度計により震度を確認し、その震度を速やかに運輸司令に報告しなければならない。

ア 震度4の場合

(7) 地震発生時

列車の乗務員に対して、その旨を通告し、列車の出発を見合わせる。この場合、通過列車であっても臨時に停止させる。

(イ) 地震終息後

- a 速やかに管轄する停車場構内の運転諸設備の目視点検を行い、列車の運転に対する支障の有無を把握する。
- b 列車の運転が再開されたのち、列車が到着し、又は通過する列車を停止させたときは、その列車の乗務員から運転した区間と、その区間における線路等の状態の列車運転に対する支障の有無を確認し、運輸司令に対して、その旨を報告する。この場合、運輸司令に対する報告は、後方隣接報告指定駅と自駅間の状況が判明したのちに行う。
- c 運輸司令から指定速度規制の解除指令を受けたときは、逐次正常運行の確保に努める。

イ 震度5以上の場合

(7) 地震発生時

列車の乗務員に対して、その旨を通告し、列車の出発を見合わせる。この場合、通過列車であっても臨時に停止させる。

(イ) 地震終息後

- a 速やかに管轄する停車場構内の運転諸設備の目視点検、動作試験等を行い、速やかに列車運転に対する支障の有無を運輸司令に報告する。
- b 運輸司令から列車の運転を再開した旨の通報を受け、列車が到着し、又は通過する列車を停止させたときは、その列車の乗務員から運転した区間とその区間における線路等の状態の列車の運転に対する支障の有無を確認し、運輸司令に対して、その旨を報告する。この場合、運輸司令に対する報告は後方隣接報告指定駅と自駅間の状況が判明したのちに行う。
- c 運輸司令から指定速度規制の解除指令を受けたときは、逐次正常運行の確保に努める。

ウ 列車の運転に支障がある場合

地震終息後列車の運転に支障があることを確認したときは、列車防護等を行い、列車を停止させ、又は列車の出発を見合わせるとともに、運輸司令にその状況を報告する。

エ 通信が途絶したとき

通信が途絶したときは、線路その他施設に異常があったとみなし、管轄する停車場間に列車を確認したときは、旅客及び乗務員の安否と線路その他施設の状況を把握する。

オ 旅客の避難誘導

常時、旅客の動態を把握し、適切な放送により、旅客の混乱防止と秩序維持に努めるとともに、危険と思われるときは、旅客を安全と思われる場所へ避難誘導すること。この場合、被害を認めたときは、救急の手段に最善を尽くす。

(3) 乗務員の取り扱い

乗務員は、強い地震を感知したとき、又は運輸司令もしくは駅長から震度4以上の地震が発生した旨の通報を受けたときは、次の各号に定める取り扱いをしなければならない。

ア 地震発生時

橋りょう、トンネル及び踏切道を避けて安全と思われる場所に速やかに列車を停止させる。

イ 地震終息後

(ア) 運転再開の指令を受けたときは、指定された速度以下で注意運転を行う。この場合、特に線路等の状態の列車運転に対する支障の有無を確認する。

(イ) 最寄りの報告指定駅へ到着したときは、駅長に対して運転した区間とその区間における線路等の状態の列車運転に対する支障の有無を報告する。この場合、通過する列車であるときは列車を停止させて報告する。

(ウ) 運輸司令から指定速度規制の解除指令を受けたときは、逐次正常運行に復するよう努める。

ウ 列車の運転に支障がある場合

列車の運転再開後、列車の運転に支障があることを確認したときは、列車を停止させ、運輸司令にその状況を報告する。この場合、隣接線路が支障しているときは、隣接線路を運転する列車の停止手配をとる。

エ 旅客の避難誘導

列車を停車場間の途中で停止させ、その停止した場所が危険となったときは、旅客を安全と思われる場所へ避難誘導する等、臨機の処置をとる。この場合、乗務員相互に協力して、併発事故の防止を考慮するとともに旅客の混乱防止と秩序維持に努める。

(4) 保守担当責任者の取扱い

保守担当責任者は、強い地震を感知したとき、又は運輸司令から震度4以上の地震が発生した旨の通報を受けたときは、震度に応じて、次の各号に定める取り扱いをしなければならない。

ア 震度4又は5弱の場合

施設司令は、保線区長、土木区長、建築区長、変電区長、電力区長および通信区長（以下「施設関係区長」という。）に、金沢検車区長は新町検車区長及び久里浜検車区長（以下「車両関係区長」という。）に、それぞれ地震の発生とその震度を通報する。運転再開後、保守担当責任者は、線路その他の点検を行なうとともに、これを施設関係区長および車両関係区長に要請する。

イ 震度5強以上の場合

(ア) 前号に定めるほか、地震終息後速やかに要注意箇所の点検を行うとともに、これを施設関係区長及び車両関係区長に要請する。

(イ) 諸点検の結果と施設関係区長及び車両関係区長からの報告に基づき、列車運転に対する支障の有無を運輸司令に報告する。

(5) 施設司令の取り扱い

運輸司令より地震発生の通報を受けた施設司令（震度計測定担当者）は、各震度計の指示値を確認し、速やかに運輸司令に報告する。

第5節 応急復旧対策

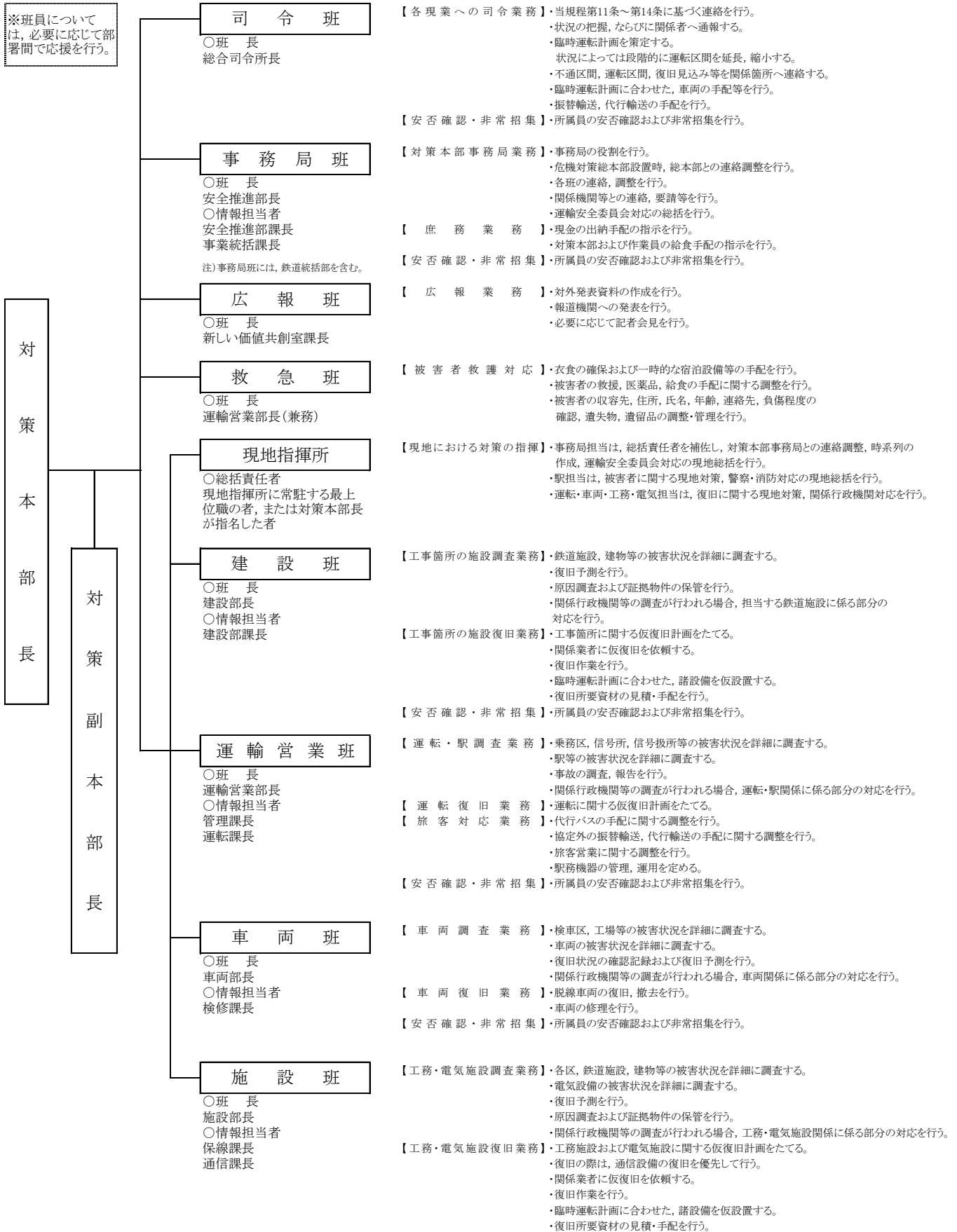
- 1 地震等の非常災害により事故が発生したときは、死傷者の救護を最優先とし、二次災害の防止に万全を講じるとともに、その救急措置及び復旧については「鉄道事故・災害対策規程」等により最も安全と認められる方法により、迅速かつ的確にこれを行うものとする。
- 2 防災機関および地域防災組織との連絡方法
主に、本章末資料2 連絡系統図により実施する。
 - (1) 「鉄道事故・災害対策規程」に基づき、所轄警察署、所轄消防署へ速報する。
 - (2) 「鉄道事故・災害対策規程」に基づき、特殊車両の出動要請、救急医療機関へ連絡する。

資料（本章末資料1 鉄道部門災害対策本部の組織ならびに業務分掌）（本章末資料2 連絡系統図）

資料１ 事故対策本部の組織及び業務分掌

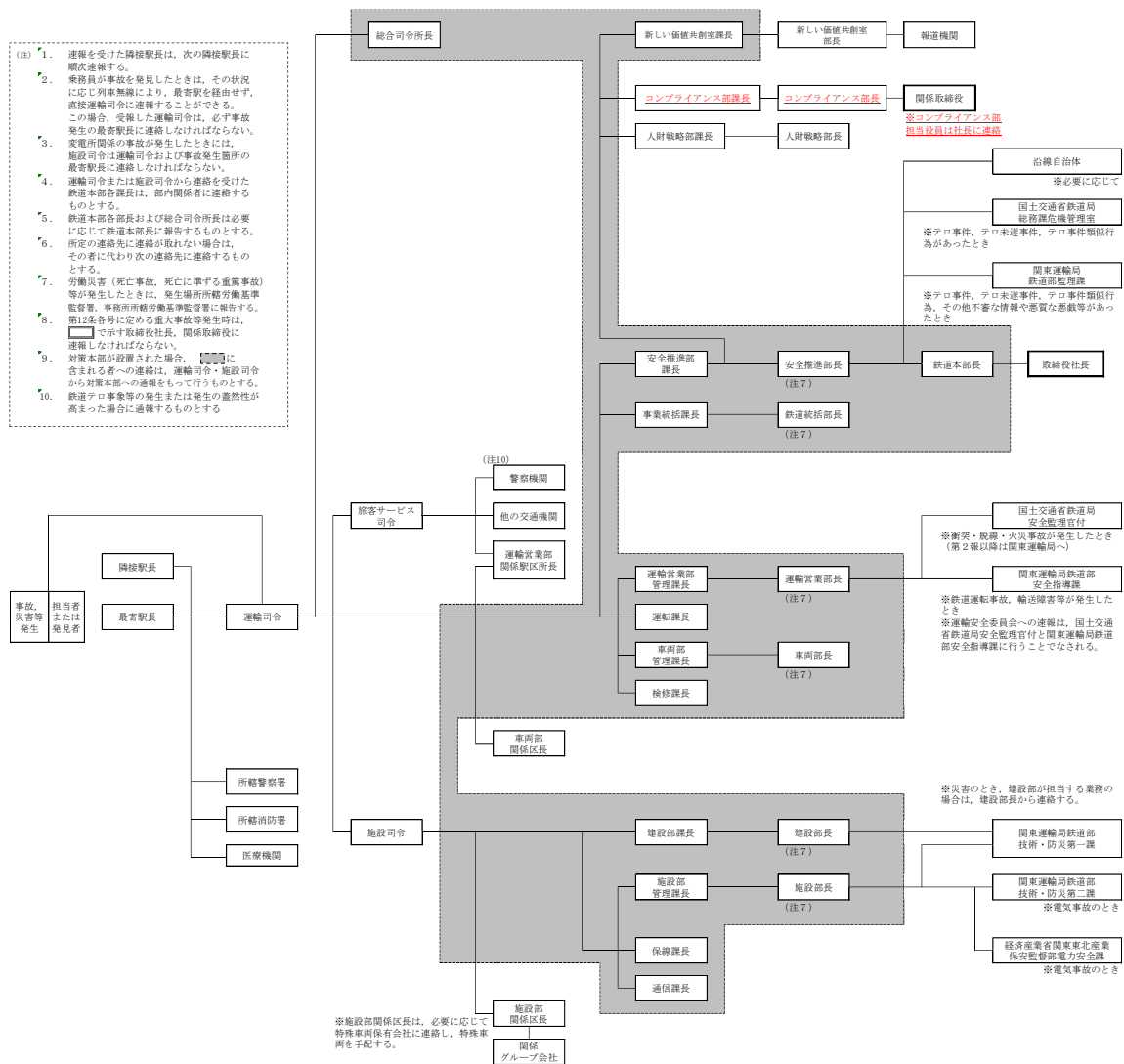
資料１ 対策本部の組織及び業務分掌

※班員については、必要に応じて部署間で応援を行う。

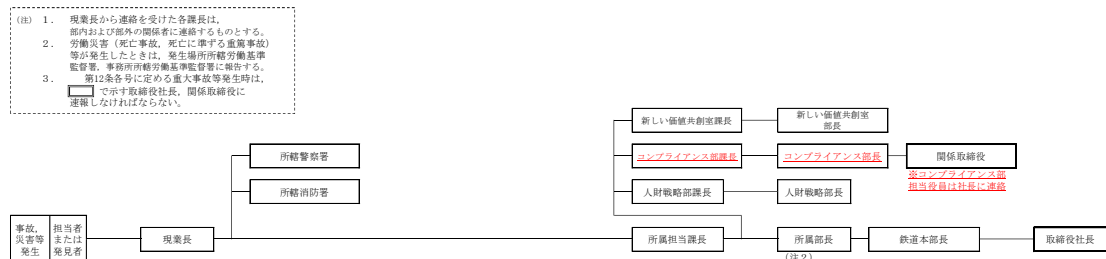


資料2 連絡系統図

その1 鉄道運転事故、電気事故、災害等



その2 業務上の死傷事故および火災盗難等



第7章 京王電鉄株式会社防災計画【京王電鉄株式会社】

第1節 計画の目的

この計画は、震災に関する予防、応急活動、および復旧について定め、旅客の安全確保を第一に、二次災害を最小限にとどめ公共輸送機関としての社会的責任を果たすことを目的とする。

第2節 施設の現況

京王電鉄全線84.7kmのうち、川崎市内に敷設してある 2.927kmの施設の現況は、次のとおりである。

施設名	区分	箇所数	延長 (m)	摘要
橋梁		1	146	
高架橋		6	1,762	
トンネル		1	73	
盛土		4	611	若葉台構内～トンネル
駅舎		2		京王稲田堤駅：高架鉄骨造 若葉台駅：高架ブロック造

第3節 事前対策

1 施設点検

諸施設は定期的に点検を行い、不良箇所の早期発見に努める。

2 環境の把握

隣接工事による地形等、環境の変化を充分把握し、災害防止に努める。

3 通信施設の完備

緊急時に総合指令所から一斉指令により直ちに全列車の運転を停止することのできる列車無線装置や指令電話装置、一斉放送装置等を備え、連絡体制を確立する。

4 応急資材等の備蓄

災害応急活動に必要な資機材を備蓄し、災害復旧体制を確立する。

5 旅客の避難誘導措置

旅客を安全に避難をさせるため、あらかじめ避難場所を定め、駅の場合は、自衛消防組織の各任務分担により避難誘導班が混乱を生じないように誘導する。

また、列車の旅客を駅間途中で降車させる場合は、安全を確保するとともに、パニック防止に留意し、適切に誘導する。

第4節 応急対策

1 地震発生時の措置

(1) 管区長は、地震により線路の支障等があると認めた場合は、列車の運転を見合わせる。また、通過列車であってもこれを停車させなければならない。

(2) 乗務員は、地震を感知し列車の運転が危険な状況にあると認めた場合、または運輸指令所長から停車の指令を受けたときは、直ちに列車を停止させなければならない。この場合、橋梁上

等の危険な箇所は避けなければならない。

- (3) 運輸指令所長は、当社の地震計により 6 カイン以上の地震を感知したときは運転中の全列車に対し、直ちに停車するように指令し、次の取扱をする。

エリア	運転規制区間	帰属地震計
1	京王新線	笹塚・下北沢
2	京王線（新宿～つつじヶ丘）	笹塚・千歳烏山・下北沢・富士見ヶ丘
3	京王線（つつじヶ丘～京王八王子） 競馬場線、動物園線	<u>京王多摩川</u> ・府中・聖蹟桜ヶ丘・長沼
4	高尾線	長沼・高尾山口
5	相模原線	<u>京王多摩川</u> ・聖蹟桜ヶ丘・京王多摩センター・橋本
6	井の頭線	笹塚・千歳烏山・下北沢・富士見ヶ丘

① 6 カイン以上～12カイン未満と判明したエリア

ア 列車の乗務員に対し、速度25km/h以下の注意運転と、線路等の状況の確認を指令する。

異常を認めない場合は、運転速度規制の緩和をするまで注意運転の継続を指令する。

イ 各現業長（技術系職場を含む）に対し、直ちに駅構内および要注意箇所の点検を指令する。

ウ 各現業長から「点検異常なし」の報告を受けた後、状況により順次運転速度規制の緩和を指令する。

② 12カイン以上と判明したエリア

ア 現業長（技術系職場を含む）に対し、直ちに所属員を配置してエリア内全線にわたり点検を指令する。

イ 各現業長から「点検異常なし」の報告を受けた後、列車の運転再開を指令し、状況により順次運転速度規制の緩和を指令する。

ウ 20カイン未満の場合で、駅間に停車した列車に対し、「線路・架線・踏切道・線路脇の建築物の状態に注意しかつ、速度15km/h以下のいつでも停車できる速度」で、最寄の停車場（有人・無人を問わず）または、後方停車場（退行した方が安全と判断した場合）まで移動することおよび旅客の避難を行った後、運転を見合わせることを指令する。

- (4) 点検箇所、通常運転に復する場合の運転方等は、各部の防災取扱規則に定める。

- (5) 管区長は、状況により予め定めてある避難場所および広域避難場所に旅客を案内する。

- (6) 列車内の旅客を避難誘導する場合は、周囲の安全を確認し、併発事故を防止しなければならない。

第5節 応急復旧計画

- 1 地震等で災害が発生した時は「防災取扱規則」「鉄道事故取扱規則」に基づき、本社と被災現場に災害対策本部（次表）を設置し、生命の安全確保を最優先に、従事員の招集、情報の収集、資材の運搬等に努め、二次災害の防止に万全を講じて早期復旧を図る。

〔本社災害対策本部〕

本社 本社災害対策本部長 鉄道事業本部長 鉄道事業本部副本部長 本社災害対策本部員 計画管理部長 <u>安全推進部長</u> 鉄道営業部長 工務部長 車両電気部長	連絡・調整班	計画管理部	企画管理担当
		安全推進部	安全推進担当
	災害調査班	鉄道営業部	<u>お客さまサービス担当</u>
	旅客対策班	〃	運転 <u>担当</u>
	運転対策班	安全推進部	鉄道テロ・災害対策 <u>担当</u>
	死傷者対策班	工務部	保線 <u>担当</u>
		〃	土木 <u>担当</u>
	軌道対策班	〃	建築 <u>担当</u>
	土木対策班	車両電気部	電力 <u>担当</u>
	建築対策班	〃	通信 <u>担当</u>
	電力対策班	〃	<u>車両企画担当</u>
	通信対策班		
	車両対策班		

〔現地対策本部〕

指令本部

運輸指令所長
各部課長

京王線東部地区災害対策本部 本部長…桜上水乗務区長または関係部長（課長）
京王線西部地区災害対策本部 本部長…高幡不動乗務区長または関係部長（課長）
相模原線地区災害対策本部 本部長…若葉台乗務区長または関係部長（課長）
井の頭線地区災害対策本部 本部長…富士見ヶ丘乗務区長または関係部長（課長）

第8章 小田急電鉄株式会社防災計画【小田急電鉄株式会社】

第1節 計画方針

鉄道事業の総合的、計画的な防災対策の整備推進を図り、旅客および従業員の安全確保と更には沿線自治体との協調、協力を前提に広域的な防災計画とすることで、安全・安心で災害に強い鉄道を実現し、公共輸送機関としての使命を達成することを基本方針とする。

第2節 路線の現況

小田急電鉄全線120.5kmのうち、川崎市内14.8kmの施設の現況は、次のとおりである。

施設名 区分	箇所数	延長 (m)	摘 要
橋 梁	40	806	多摩川橋梁は別線の為2橋梁と計上
高架橋	18	639	
トンネル	3	364	
盛 土	37	4,163	小田急管理台帳の箇所数とする
駅 舎	11		小田原線：登戸～柿生 多摩線：五月台～はるひ野
変電所	3		

第3節 事前対策

1 各施設の耐震性強化等整備計画

構造物の設計は、社内制定の鉄道技術実施基準に基づくほか、関係法令を準拠して実施する。
また、構造物、建築物及び設備等の点検は、社内制定の鉄道技術実施基準に基づき定期的を実施し、機能の維持に努める。

2 早期地震警報システムの運用

早期地震警報システムを運輸司令所に設置しており、当社鉄道施設への被害を予測した場合、緊急信号を発報し列車を停止させる。

3 応急用品の点検整備等

応急用資材の種類、数量、配置場所等については、社内の規定に定め、定期的に点検整備を行い災害発生時の応急措置に備える。

4 通信（連絡）手段の確保

自社設備の列車無線、鉄道内線電話、専用回線電話、現場携帯端子電話及び外部設備の衛星携帯電話、NTT固定電話、携帯電話を配置する。

5 防災教育及び訓練

異常時において的確かつ迅速な行動ができるよう、次の訓練等を実施する。

- (1) 非常招集訓練
- (2) 情報収集と伝達訓練
- (3) 旅客避難・誘導訓練
- (4) 従業員避難訓練

第4節 応急対策

1 対策本部の設置

大規模地震により災害が発生、又は地震により甚大な損失を受けると判断した場合は、社内制定の「危機管理規則」、「大規模地震事業継続計画（地震BCP）」に基づき、本社に総合対策本部を、また、状況により鉄道現地対策チームを設置し、人命救助、被害の拡大防止、復旧活動及び広報活動を行う。

（本章末資料1 総合対策本部組織 参照）

2 発災直後における運転取扱

（1）列車の停止手配

- ① 乗務員は運転中に強い地震を感知し、列車の運転が危険であると判断したときは、直ちに列車を停止させる。
- ② 前項により列車を停止させる場合、列車の停止位置が築堤、切取り、トンネル、橋梁上あるいは陸橋下のような場合は、安全と思われる場所に列車を移動する。
- ③ 運輸司令所長に通告しその後の指示を受ける。

（2）地震計の計測値が40ガル以上99ガル以下の場合

- ① 全線の列車に対し緊急停止を指令する。
- ② 関係駅区所長に点検を指示し施設等の異常の有無を確認する。
- ③ 「鉄道防災計画【地震災害編】」に基づき、当社設置の地震計の計測値により構内点検、線路点検および運転規制を実施する。
- ④ 異常を認めない区間より平常運転に復す。

（3）地震計の計測値が100ガル以上の場合

- ① 駅間に停車した列車の乗務員は、旅客の降車誘導を行う。
- ② 振動停止後、徒歩点検を基本に駅構内、駅間の点検を実施する。
- ③ 150ガルを計測した区間については試運転列車による確認を行う。
- ④ 点検終了後、異常を認めない区間より注意運転を開始する。注意運転終了後、異常を認めない区間より平常運転に復す。

3 震災時の初動措置

（1）非常招集

災害が発生し、総合対策本部及び現地対策チームを設置する場合は、各部門の「緊急動員手配系統図」により関係従業員の非常招集を行う。

（2）応急措置

被災地の当該現業長は、現地対策チーム長が到着するまでの間、災害現場の状況を的確に把握し、人命を最優先とする応急措置を行う。

（3）初期消火及び火災防御活動

社内規則の「防火管理規則」に基づき、初期消火及び火災防御活動を行う。

（4）旅客の避難及び避難誘導

① 駅長の取扱

構内放送等により広域避難場所又は安全と思われる避難場所（駅前広場、運動場等）への避難を案内する。

② 乗務員の取扱

安全な場所に列車を停止させる。また、更に車内が危険であると判断した場合は、車内放送等により旅客に対して、降車及び避難場所への避難を案内する。

(5) 救助及び初期救護活動

車内及び駅施設内等で負傷者が発生した場合は、直ちに救急機関へ通報するとともに救助と応急手当に努める。

(6) 防災機関及び防災組織への情報提供・出動要請

関係官庁、関係自治体、警察署、消防署及び医療機関等への情報提供、出動要請は、別途定める経路によりの確に行う。

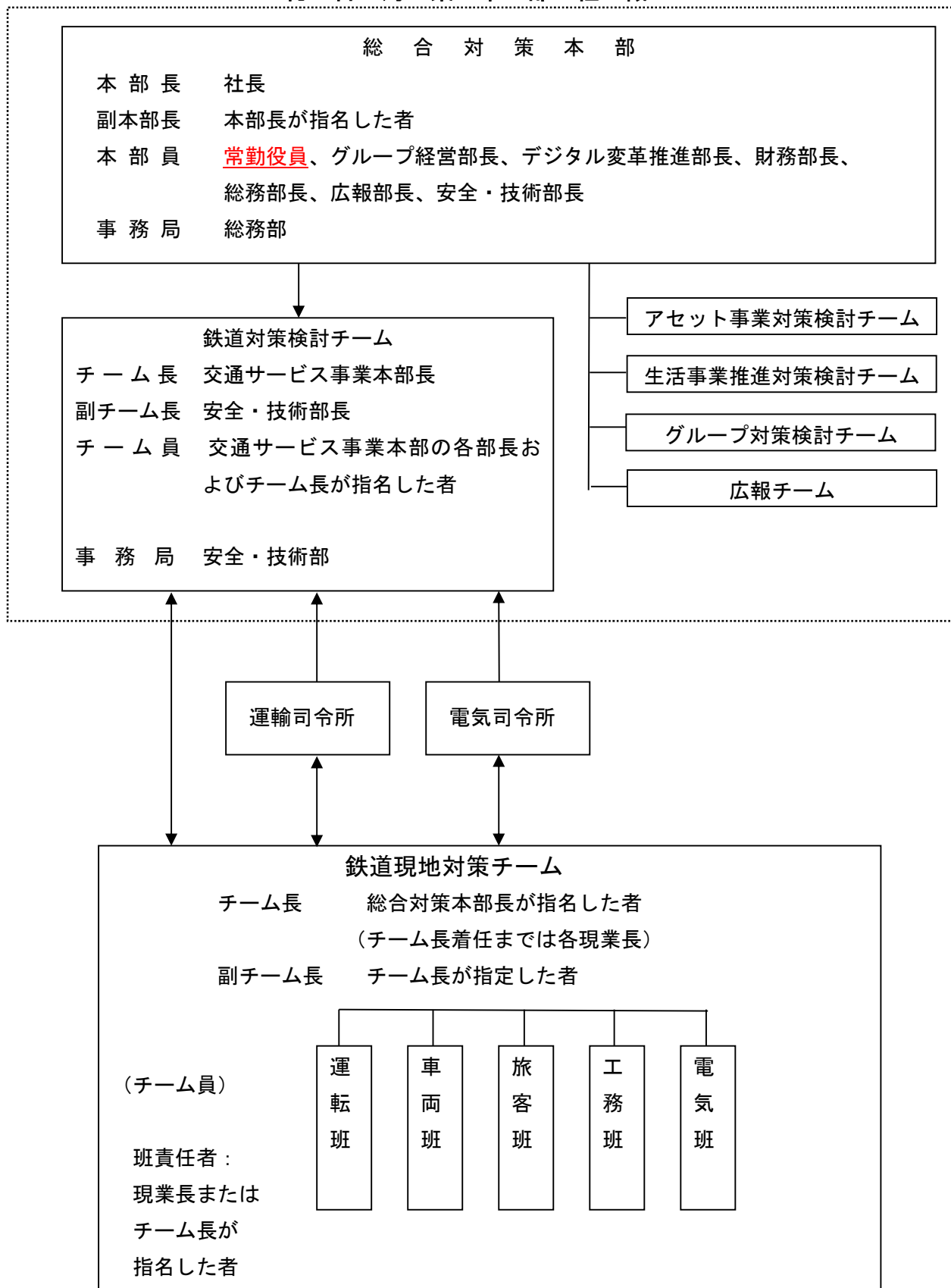
第5節 災害復旧

- 1 総合対策本部は、大規模地震に関する被害、経過、緊急措置等の状況を把握したうえで災害復旧を実施する。
- 2 災害復旧は、負傷者の救出救護と安全の確保を最優先に実施する。
- 3 災害復旧にあたっては、必要により関係官庁、関係自治体、警察署等に通報し協力を要請する。

資料

(本章末資料 総合対策本部組織)

総合対策本部組織



第9章 首都高速道路株式会社防災計画【神奈川県】

第1節 計画方針

この計画は、首都高速道路等に係る地震その他の災害に対処するため、首都高速道路㈱が実施する、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等について定め、防災対策の総合的かつ有機的な推進を図り、もってお客様等の安全を図りつつ、首都高速道路を災害から保護するとともに、災害時における道路交通機能を維持し、緊急交通路及び緊急輸送道路としてその社会的役割を充分発揮できるよう、国、関係都道府県等及び関係防災諸機関等と相互に緊密な連携を保ちつつ、地震その他の災害に対する万全の措置を講ずることを目的とする。

第2節 施設の現況

1 道路の現況

名 称	市内延長	入 口	出 口	非常電話	非常口
高速神奈川1号横羽線 (神奈川県道高速横浜羽田空港線)	6.4km	〔上り〕 浜川崎、大師 〔下り〕 浅田	〔上り〕 浅田 〔下り〕 大師、浜川崎	上り 9箇所 下り 9箇所	上り 16箇所 下り 16箇所
高速湾岸線 (神奈川県道高速湾岸線)	8.7km	〔東行き〕 東扇島、浮島 〔西行き〕 浮島、東扇島	〔東行き〕 東扇島、浮島 〔西行き〕 浮島、東扇島	東行き47箇所 西行き43箇所	東行き 6箇所 西行き 5箇所
高速神奈川6号川崎線 (川崎市道高速縦貫線)	5.5km (営業中) 2.4km (建設中)	〔上り〕 殿町、大師 〔上り〕 富士見(建設中)	〔上り〕 大師 〔下り〕 殿町 〔下り〕 富士見(建設中)	上り 23箇所 下り 28箇所 建設中	上り 16箇所 下り 14箇所 建設中
計	23.0km	—	—	—	—

・建設中の出入口名は仮称。

2 耐震性と施設の安全対策

首都高速道路の構造物は、「橋、高架の道路等の新設及び補強に係る当面の措置について」(建設省道路局：平成7年5月)やこれを踏まえて改訂された「橋、高架の道路等の技術基準について」(建設省道路局長、都市局長通達：平成8年11月)に従い、地質、構造などの状況に応じ、兵庫県南部地震級の地震に対しても落橋や倒壊を生じないよう高架橋の安全性を強化する対策を実施している。また、トンネル、高架橋などには、非常口を整備し、災害時の緊急事態においても、自動車の運転者などは、これらの非常口から安全に脱出できるよう安全性を確保している。

3 トンネルの現況

トンネル名	路線名	延長 m	通報・警報設備					消火設備			避難誘導設備 (非常口 (高速上扉))	その他設備				
			非常電話	押ボタン式 通報装置	火災検知機	トンネル入口 警報表示板	信号機	消火器箱	泡消火栓	水噴霧設備		ラジオ再放送	監視用テレビ	換気設備	消火水槽 t	水噴霧水槽 t
多摩川	高速湾岸線	2,170	47	90	183	2	有	178	90	有	68	有	46	有	379	消火用
川崎航路	高速湾岸線	1,954	39	80	162	2	有	158	80	有	62	有	43	有	384	消火用
大師	6号川崎線	1,060	23	67	95	3	有	47	47	無	11	有	46	有	230	無

第3節 事業計画

1 事業計画の概要

- (1) 阪神・淡路大震災における高架橋等の被害状況を踏まえ、「橋、高架の道路等の技術基準について」等に基づき、兵庫県南部地震級の地震に対しても落橋や倒壊を生じないように、高架橋の安全性を強化する対策を実施していくほか、お客様の安全対策など、地震防災対策のより一層の強化充実を図ることとする。
- (2) 災害時に備え、道路構造物等について常時点検を行う。

2 実施計画の内容

(1) 高架橋の安全性の強化

ア 落橋防止システム及び支承部構造の一層の強化

イ 地盤の液状化により生じる地盤流動に対する対策の実施

なお、橋脚の耐震対策（橋脚を鋼板巻き立て等で補強）は、平成10年度をもって完了している。

(2) 道路構築物、管理施設等の常時点検

(3) 災害時における情報収集・伝達等に必要な通信施設等の常時点検

第4節 応急対策計画

1 災害時における体制

地震による災害が発生したときは、別に定める首都高速道路(株)「防災業務計画」に基づき緊急体制、非常体制等、災害の種類及びその程度に応じた適切な規模及び内容の体制をとり、速やかな役職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な措置を講ずる。

2 災害応急対策

地震による災害が発生したときは、お客様の安全を確保しつつ、二次災害の防止と緊急輸送機能の確保を最優先に、次の応急対策を実施し、首都高速道路等の機能回復を図る。

- (1) 大地震が発生したときは、首都高速道路は一般車両の通行が禁止され、消防その他の緊急車

両の通行に利用されるため、首都高速道路(株)は県公安委員会の交通規制に協力し、かつ規制状況等をお客様に広報する。

- (2) お客様の被災の状況を緊急に把握し、消防等関係機関への迅速な情報伝達、出動・協力要請により、被災者の救出救護その他安全確保に努める。
- (3) 道路構造物、管理施設等について、その被害の状況を緊急点検し、必要に応じ応急復旧に努める。
- (4) 工事の箇所については、その被災状況に応じて必要な措置を講ずる。

3 災害時の広報

お客様が非常事態に即応して適切な措置がとれるよう、応急対策の措置状況、交通規制状況、避難方法等の情報を、標識、情報板、料金所看板等の各種道路情報提供設備を用いるほか、ラジオ等各種メディアを最大限活用して、正確かつ迅速にお客様に提供する。

4 緊急道路啓開

残置車両や道路上の障害物の状況を調査し、除去対策を樹立し、関係機関等とも協力の上、所管する道路上の障害物の除去を実施する。

5 復旧対策

- (1) 首都高速道路等の機能を速やかに回復するため、現地調査を実施し、被害状況及びその原因を精査し、復旧工法等を決定する。
- (2) 災害復旧にあたっては、現状復旧を基本にしつつも、災害の再度発生防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うよう努める。

第10章 中日本高速道路(株)東京支社横浜保全・サービスセンター防災計画

【中日本高速道路(株)東京支社横浜保全・サービスセンター】

第1節 計画の目的

この計画は、横浜保全・サービスセンターの管理する道路において、地震、大雨、暴風、火災等により災害が発生する恐れがある場合又は発生した場合において、これを未然に防止し、又はその被害の拡大を防ぎ、復旧を迅速に行うために処理すべき事項を定め、もって道路構造の保全と円滑・安全な交通確保を図ることを目的とする。

第2節 防災体制

1 防災体制

防災体制及び特別巡回（以下「防災体制等」という）は、次のとおりとする。

- (1) 特別巡回 「資料1」に定める基準に達したとき。
その他必要があると認められるとき。
- (2) 警戒体制 「資料1」に定める基準に達したとき。
管内に大雨或いは暴風等の警戒が発令されたとき。
その他必要があると認められるとき。
災害が発生する恐れのあるとき。
- (3) 緊急体制 「資料1」に定める基準に達したとき。
通行止めを必要とするとき。
災害が発生したとき。
- (4) 非常体制 重大な災害が発生し、通行止めが広範囲又は長期間となる場合。

2 防災体制等発令基準

防災体制の発令基準は、「資料1」によるものとする。

3 防災体制等における組織及び事務分掌

(1) 防災体制

地 震

地震時における警戒体制及び緊急体制の組織、構成員を定め実施するものとする。

(2) 特別巡回

地 震

地震時における特別巡回は、別に定める「震災点検要領」に従って実施するものとするが、管内を速やかに巡回させるものとする。

4 社員等の緊急連絡体制

平日夜間及び休日における社員等の緊急連絡体制は、東京支社川崎道路管制センター（以下「管制センター」という）より当番班長に連絡するものとする。

第3節 交通規制等

1 交通規制

(1) 交通規制の基準

「資料1」に定める基準に達した時に実施する所定の交通規制のほか、災害が発生したときは、その形態・状況に応じた交通規制を東京支社防災担当部署（以下「支社」という。）及び管制センターに通知し、実施する。

この場合、警視庁、神奈川県警察高速道路交通警察隊（以下「高速隊」という。）と協議するものとする。

(2) 交通規制の実施

交通規制の実施方法は、路上作業要領・規制の手引き等に基づき実施する。

通行止めの場合は、料金所における流入規制とともに、人員が揃い次第本線閉鎖用規制機材等を用いて速やかに通行止めの措置を講ずるものとする。

2 滞留車両対策

(1) 休憩施設内の駐車車両対策

「資料1」に定める基準で通行止めが予測される場合は、事前に料金所、休憩施設管理者にその旨を連絡し、規制実施に伴う混乱の防止に努めるものとする。

(2) 本線滞留車両措置

地震時の停車車両を除き、異常気象時における通行止めの規制を実施したときは、原則として最寄りインターチェンジより車両を流出させるものとする。

なお、災害の発生或いは発生の恐れがあるため、最寄りのインターチェンジより流出させることが不可能な場合は、支社、高速隊と協議のうえ、中央分離帯開口部等により誘導によって反転させ排除する等の措置を講ずる場合もある。

3 情報提供

周辺道路管理者

交通規制の情報は、管制センターの所掌する所定の可変情報板等の操作及び連絡体制によるほか、通行止めを実施したときは、周辺道路管理者等と情報を相互に交換し、周辺の道路状況を把握するとともに、混乱の防止に努めるものとする。

第4節 応急復旧対策

1 応急復旧の基本方針

災害が発生した場合、通行車両の安全を図るための交通規制の実施とともに、速やかに応急復旧作業に着手するものとする。

この場合、一車線／方向の確保を図ることを一目標として、早急に安全対策を実施するものとする。

なお、災害が発生する恐れのある場合についても、上記と同様とする。

2 災害復旧備蓄材

災害復旧を迅速に実施するため、災害復旧用備蓄材等を常に整備しておくものとする。

3 応援体制

(1) 応援協力会社

災害が発生した場合、早期に労務・資機材等を調達するため、建設会社等に協力・応援を要請するものとする。

(2) 応急復旧工事

応急復旧工事は、小規模な場合を除き交通を確保するための応急対策工事と、道路構造保全

のための復旧工事にわけられるが、復旧工事での手戻り工事等を極力少なくする広報の選択等に配慮しておくものとする。

資料

(本章末資料 1 保全・サービスセンターにおける風水害・地震防災体制発令基準及び道路通行規制等基準)

資料1 風水害・地震等防災体制発令基準と道路通行規制等基準

体制発令基準	注意体制	特別注意体制	警戒体制	厳戒体制	非常体制
地震	① 象行より南海トラフ地震臨時警報(「揺れ中」)が発令された場合	管内の通過車両等に対しては象行より特別警報が発令された場合 (震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合であり、気象庁発表が特別警報に位置づけられる)	次の各号の一に該当する場合 一 計測震度4以上の地震が発生した場合★1 二 気象庁より南海トラフ地震臨時警報(「巨大地震注意」又は「巨大地震警報」)が発令された場合 三 津波(假)管内において計測震度が5.0未満かつ、支社管内の通信センターにおいて非常警報が発令された場合	次の各号の一に該当する場合 一 震害(震害→津波) : 計測震度5.0以上の地震が発生した場合★1 新震害(新震害→津波) : 計測震度5.0以上の地震が発生した場合★1 新震害(新震害→津波) : 計測震度5.0以上の地震が発生した場合★1 新震害(新震害→津波) : 計測震度5.0以上の地震が発生した場合★1 二 津波の発生、地震による被害が確認され、通行止めを必要とする場合	次の各号の一に該当する場合 一 計測震度5.5以上の地震が発生した場合★1 二 象行より支社間運行の被害又は警報が発令された場合 三 広範囲かつ長時間にわたり通行止めが必要となる場合 四 死者数が多数にのぼった場合、その他社会的影響が甚大である場合
異常気象	次の各号の一に該当する場合 一 短期前報が、3数値制発令基準に達した場合★2 二 管内の通過車両等に対しては象行より大雨警報が発令された場合	管内の通過車両等に対しては象行より特別警報が発令された場合 (台風や集中豪雨により数時間〜一度の降雨量となる大雨が予想される場合)	次の各号の一に該当する場合 一 短期前報が、3数値制発令基準に達した場合★2 二 異常が発見され、急停が必要と判断された場合	次の各号の一に該当する場合 一 短期前報が、3数値制発令基準に達した場合★2 二 短中前報が、緊急対策発令基準に達した場合★2 三 広域等により、通行止めが必要と判断される場合	次の各号の一に該当する場合 一 広範囲かつ長時間にわたり通行止めを必要とする場合 二 死者数が多数にのぼった場合、その他 社会的影響が甚大である場合 三 所長が必要と認める場合
強風(台風)	—	管内の通過車両等に対しては象行より特別警報が発令された場合 (数十年に一度の強度の台風や同等以上の異常低気圧により暴風が吹くことが予想される場合)	次の各号の一に該当する場合 一 10分間平均風速が15m/sに達した場合 二 異常が発見され、急停が必要と判断された場合	10分間平均風速が20m/s以上を観測し、通行止めが必要と判断される場合	次の各号の一に該当する場合 一 広範囲かつ長時間にわたり通行止めを必要とする場合 二 死者数が多数にのぼった場合、その他 社会的影響が甚大である場合 三 所長が必要と認める場合
津波 (対象路線) 新幹線(バイパス)	—	管内の通過車両等に対しては象行より特別警報が発令された場合 (何れかとして3mを超える津波が予想される場合であり、太平洋警報を発令警報に位置づけられる)	津波警報(津波)が発令された場合	津波警報(津波)が発令された場合	次の各号の一に該当する場合 一 広範囲かつ長時間にわたり通行止めを必要とする場合 二 死者数が多数にのぼった場合、その他 社会的影響が甚大である場合 三 所長が必要と認める場合
落	—	—	I 落石が150mを下回り、危険と判断される場合 II 落石が100mを下回り、危険と判断される場合	次の各号の一に該当する場合 一 落石が50mを下回り、通行止めが必要と判断される場合 二 長時間により通行止めが必要と判断される場合	次の各号の一に該当する場合 一 広範囲かつ長時間にわたり通行止めを必要とする場合 二 死者数が多数にのぼった場合、その他社会的影響が甚大である場合 三 所長が必要と認める場合
事故	●事故が発生して通行止め等を要した場合※1	—	●事故が発生して通行止めを要した場合で、次の各号の一に該当する場合※2 一 道路標識等が被害を受け、復旧に時間を要する場合 二 死者又は重傷者が多数に達した場合 三 トンネル火災により通行止めを行った場合	●事故が発生して通行止めを要した場合で、次の各号の一に該当する場合 一 通行止めが長時間に及ぶと予想される場合 二 死者又は重傷者が多数に達した場合 三 周辺地域に被害を及ぼした場合	●事故が発生して通行止めを要した場合で、次の各号の一に該当する場合 一 死者数が多数にのぼった場合 二 事故対象車両が多数に多い場合 三 周辺地域に大きな被害を及ぼした場合 四 社会的要に供する可能性が低い場合 五 所長が必要と認める場合
その他	—	—	次の各号の一に該当する場合 一 災害のおそれがある場合 二 災害警報(異常気象、強風を除く)により、通行止めになり得る場合	次の各号の一に該当する場合 一 災害により通行止めになった場合 二 災害警報により通行止めになった場合 三 社会的影響が大きいと判断した場合	次の各号の一に該当する場合 一 広範囲かつ長時間にわたり通行止めを必要とする場合 二 死者数が多数にのぼった場合、その他社会的影響が甚大である場合 三 所長が必要と認める場合
道路通行規制等基準	道路規制の発令 (上表※1に該当するものは除く)	—	道路規制の発令	通行止め	通行止め

★1 警報された地震動が予測の範囲によって判断された場合、市区町村における震度観測(気象庁発表)を代替基準として、次のとおり使用するものとする。
(震度6弱以上は計測震度5.5以上とみなし非常警報とし、震度5.5以上は計測震度5.0以上とみなし非常警報とし、震度4.5以上は計測震度4.0以上とみなし非常警報とする。)

★2 異常気象における3数値制発令基準は、緊急警報によるものとする。